



いのち支える山形県自殺対策計画

平成30年3月
山形県

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、本県でも、県や市町村、関係機関、民間支援団体等における相談支援や啓発活動など様々な自殺対策に取り組んでまいりました。本県の自殺者数は平成18年の381人をピークに年々減少傾向にあり、平成28年には220人となっています。しかし、



人口10万人あたりの自殺者数は、平成28年は19.9で、全国と比べ高い水準で推移しており、自殺対策の一層の強化を図っていく必要があります。

こうしたことから、今般、本県における自殺対策に関する現状と課題、施策の方向性を明らかにし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、「いのち支える山形県自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画では、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として取り組み、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができる、「誰も自殺に追い込まれることのない山形県」を目指すこととしております。

自殺対策は、専門家による支援だけでなく、県民一人ひとりが身近な人の変化に気づき、声をかけ、見守っていくことが大切です。また、高齢者等の見守りやサロンなど地域で展開されている様々な活動も、ひいては「生きることの包括的な支援」となります。

本計画に基づき、市町村、関係機関、民間支援団体等の皆様と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり貴重な御意見をいただきました山形県自殺対策検討会議委員や県民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の数値目標	2
第2章 山形県における自殺の現状と課題	
1 自殺者数の推移.....	3
2 自殺死亡率の推移.....	4
3 「地域自殺実態プロファイル(2017)」における本県の自殺の主な特徴... 5	5
4 年齢階級別の死因.....	9
5 原因・動機別の年齢階級・性別自殺者数及び構成割合の状況.....	10
6 地域別の状況.....	11
7 本県の自殺の現状と特徴を踏まえた今後の課題.....	12
第3章 山形県における自殺対策の基本理念と基本的な方向性	
1 自殺対策の基本理念.....	14
2 自殺対策の推進に関する基本的な方向性.....	15
第4章 山形県における自殺対策の施策	
1 施策体系.....	18
2 重点的な取組	19
3 具体的な取組	23
施策の柱1 自殺の実態を明らかにし、効果的な施策を企画・実施する... 23	23
施策の柱2 気づき見守る人材を育成する	25
施策の柱3 県民への啓発・周知	33
施策の柱4 いのち支える取組の充実	35
施策の柱5 関係機関の機能強化及び連携の強化	69
4 取組事業一覧	75
第5章 山形県における自殺対策の推進体制	
1 推進体制.....	107
2 推進主体の基本的な役割	109
(参考1) 山形県自殺対策検討会議設置要項	111
(参考2) 山形県自殺対策推進会議設置要綱	113
(参考3) 自殺対策の推進に係る庁内連絡会議設置要綱	115

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年10月に施行、平成28年4月に改正された自殺対策基本法は、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

自殺対策基本法では、政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（自殺総合対策大綱）を定めること、都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定めることとされました。また、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めることとされています。

本県の自殺者数は、県、市町村、関係機関、民間支援団体等による様々な自殺対策の取組の結果、平成18年の381人をピークに年々減少傾向にあり、平成28年は220人となっています。しかし、人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は、平成28年は19.9で全国値の16.8より高い状況が続いており、自殺対策の一層の強化を図っていく必要があります。

こうしたことから、本県では、平成28年9月に県精神保健福祉センター内に、地域における自殺対策の推進拠点として、「山形県自殺対策推進センター」を設置し、地域の自殺の実態をより詳細に把握し、適切な対策につなげる取組や、行政・関係機関等の連携強化などに取り組んでいます。

あわせて、本県における自殺対策に関する現状と課題、施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために「山形県自殺対策計画」を策定し、県、市町村、関係機関、民間支援団体、企業、地域社会が一体となって、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

2 計画の位置づけ

- 自殺対策基本法第13条第1項に規定する都道府県自殺対策計画です。
- 第3次山形県総合発展計画 短期アクションプランとの整合を図ります。
- 山形県保健医療計画、山形県地域福祉推進計画など関連する計画との整合を図ります。

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

4 計画の数値目標

最終的な目標としては、「誰も自殺に追い込まれることのない山形県」を目指して取り組んでいきます。なお、当面の目標として、2026 年（平成 38 年）までに自殺死亡률을平成 27 年と比べて 30%以上減少させることとします。

本県の平成 27 年の自殺死亡率は、21.7 であり、これを 30%以上減少させると 15.0 以下になります。山形県の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、2025 年（平成 37 年）には 1,006 千人になると見込まれており、目標を達成するためには、自殺者数は約 150 人以下となる必要があります。

	現状 (H27)	2020 (H32)	2022 (H34)	2026 (H38)
自殺死亡率	21.7	17.0 以下	16.0 以下	15.0 以下

第2章 山形県における自殺の現状と課題

1 自殺者数の推移

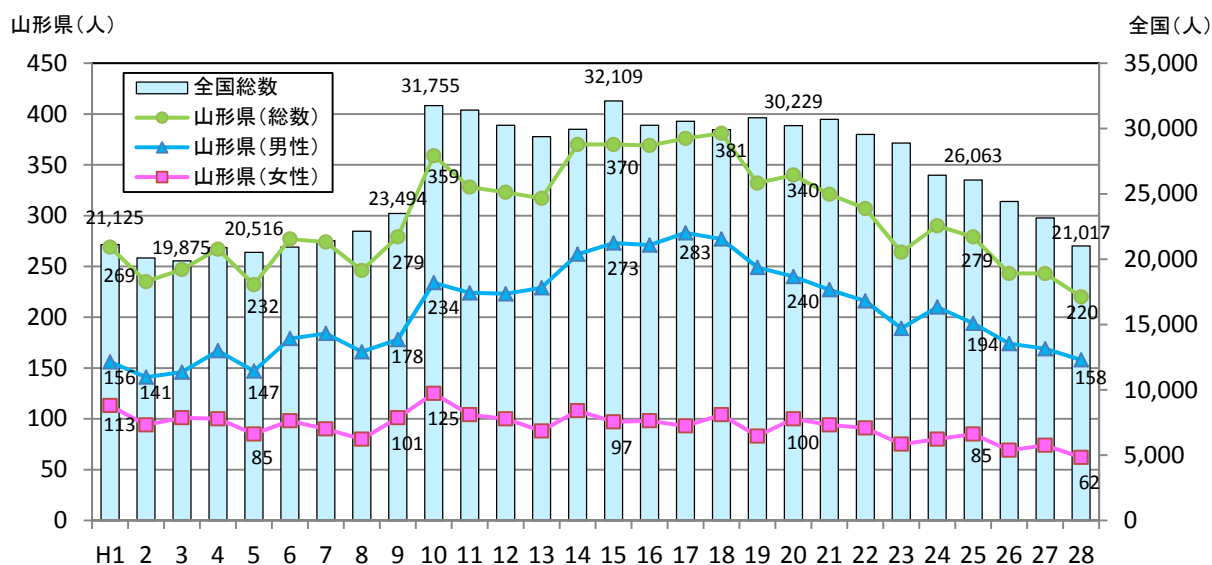
山形県の自殺者数（実数）は、平成10年の急増以降年間300人を超えて推移していましたが、平成18年の381人をピークに減少傾向にあり、平成28年には220人と、急増前を下回る水準となっています。

性別で見ると、男性の自殺者数の推移は総数の推移とおおむね同様で、平成10年に急増し、その後減少に転じています。女性の自殺者数は横ばいで推移してきましたが、近年緩やかに減少しています。

自殺者数は男性が多く、平成11年以降は女性の2倍を超える状況にあります。

<表1>

全国の自殺者数（総数）・山形県の自殺者数（総数・性別）の年次推移



	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
全国総数	21,125	20,088	19,875	20,893	20,516	20,923	21,420	22,138	23,494	31,755	31,413	30,251	29,375	29,949
山形県(総数)	269	235	247	267	232	277	274	246	279	359	328	323	317	370
山形県(男性)	156	141	146	167	147	179	184	166	178	234	224	223	229	262
山形県(女性)	113	94	101	100	85	98	90	80	101	125	104	100	88	108
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国総数	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017
山形県(総数)	370	369	376	381	332	340	321	307	264	290	279	243	243	220
山形県(男性)	273	271	283	277	249	240	227	216	189	210	194	174	169	158
山形県(女性)	97	98	93	104	83	100	94	91	75	80	85	69	74	62

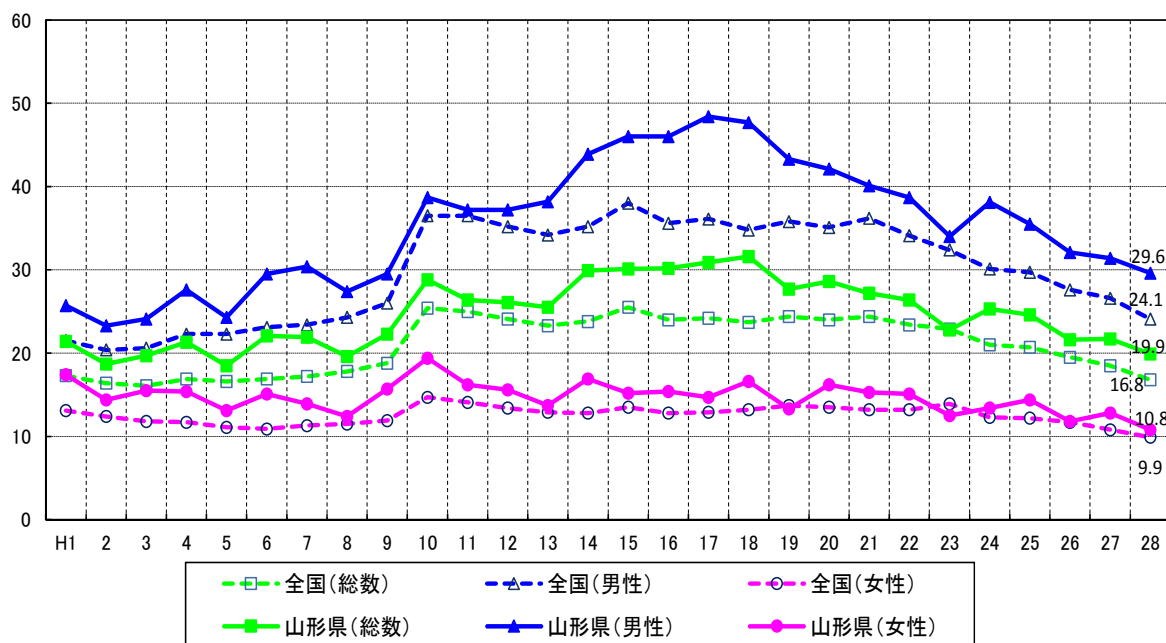
2 自殺死亡率の推移

山形県の自殺死亡率は、平成 28 年は 19.9 で、全国の 16.8 に比べ高く、全都道府県中 7 番目に高い数値となっています。

性別では、いずれも全国より高くなっていますが、全国との差は男性の方が大きくなっています。

<表 2>

全国・山形県の自殺死亡率（総数・性別）の年次推移



		H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
総数	全国	17.3	16.4	16.1	16.9	16.6	16.9	17.2	17.8	18.8	25.4	25.0	24.1	23.3	23.8
	山形県	21.4	18.7	19.7	21.3	18.5	22.1	21.9	19.6	22.3	28.7	26.3	26.1	25.7	30.1
男性	全国	21.5	20.4	20.6	22.3	22.3	23.1	23.4	24.3	26.0	36.5	36.5	35.2	34.2	35.2
	山形県	25.7	23.3	24.1	27.6	24.4	29.7	30.4	27.4	29.4	38.7	37.1	37.2	38.3	44.0
女性	全国	13.1	12.4	11.8	11.7	11.1	10.9	11.3	11.5	11.9	14.7	14.1	13.4	12.9	12.8
	山形県	17.3	14.4	15.5	15.4	13.1	15.1	13.9	12.4	15.6	19.4	16.2	15.6	13.8	17.0

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	全国	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8
	山形県	30.2	30.3	31.1	31.7	27.9	28.8	27.4	26.4	22.8	25.3	24.6	21.6	21.7	19.9
男性	全国	38.0	35.6	36.1	34.8	35.8	35.1	36.2	34.2	32.4	30.1	29.7	27.6	26.6	24.0
	山形県	46.1	46.1	48.5	47.8	43.4	42.2	40.2	38.6	34.0	38.1	35.5	32.1	31.4	29.6
女性	全国	13.5	12.8	12.9	13.2	13.7	13.5	13.2	13.2	13.9	12.3	12.3	11.7	10.8	9.9
	山形県	15.3	15.6	14.9	16.7	13.4	16.3	15.4	15.1	12.5	13.4	14.4	11.8	12.8	10.8

厚生労働省人口動態統計

3 「地域自殺実態プロファイル（2017）」における本県の自殺の主な特徴

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル（2017）」では、過去5年間の自殺者を性別・年代別・就業の有無別・同居人の有無別で区分し、山形県の主な自殺の特徴として下表のとおり示しています。

〈表3〉を見ると、自殺者数は、男性60歳以上無職同居が最も多く、次いで女性60歳以上無職同居となっています。

また、3位から5位は男性で、40歳から59歳の有職者、20歳から39歳の有職者、40歳から59歳の無職者となっています。男性は広い年齢層で職業の有無を問わず上位にあるのに対し、女性の自殺者は60歳以上の無職者に偏る傾向が見られます。

〈表3〉

山形県の主な自殺の特徴（警察庁自殺統計特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	208	16.0%	44.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性60歳以上無職同居	166	12.8%	19.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳有職同居	138	10.6%	23.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳有職同居	105	8.1%	25.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳無職同居	89	6.9%	215.3	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

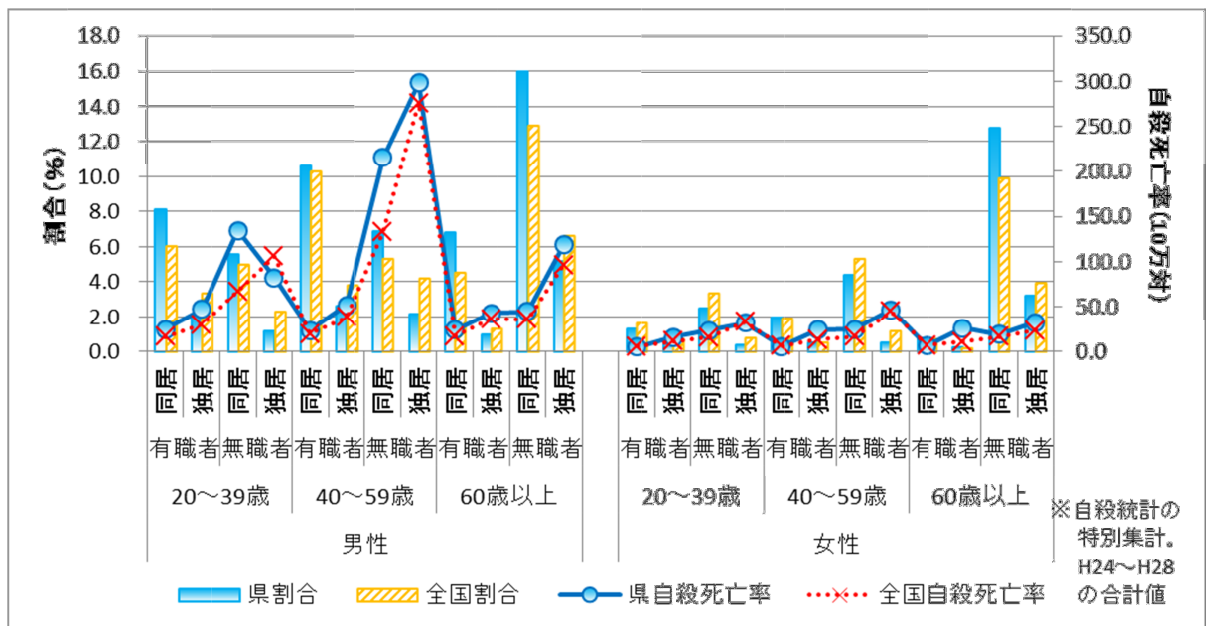
＜表4＞で自殺死亡率をみると、男性の40歳から59歳無職独居が最も高く、次いで男性の40歳から59歳無職同居となっており、他の区分に比べ著しく高くなっています。

また、同居と独居を比較すると、ほとんどの区分で同居に比べ独居の自殺死亡率が高くなっています。

＜表4＞

山形県の自殺の概要（グラフ）

（警察庁自殺統計特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計））

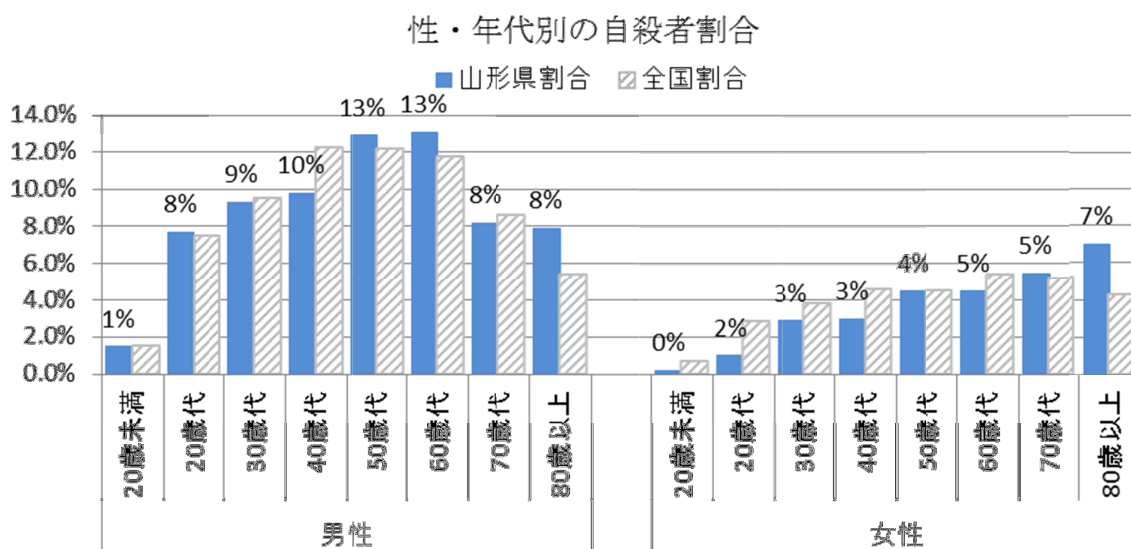


＜表5-1＞性・年代別の自殺者割合を見ると、男性では40歳代の割合が全国に比べ低く、50歳代、60歳代、80歳以上が高くなっています。女性では、40歳代以下の割合が低く、80歳以上の割合が高くなっています。

＜表5-2＞自殺死亡率を見ると、男性は、全年代で全国に比べ高く、特に20歳代、30歳代、80歳以上で全国との差が大きくなっています。女性は、おむね全国と同程度ですが、70歳代以上で全国より高くなっています。

＜表5-1＞

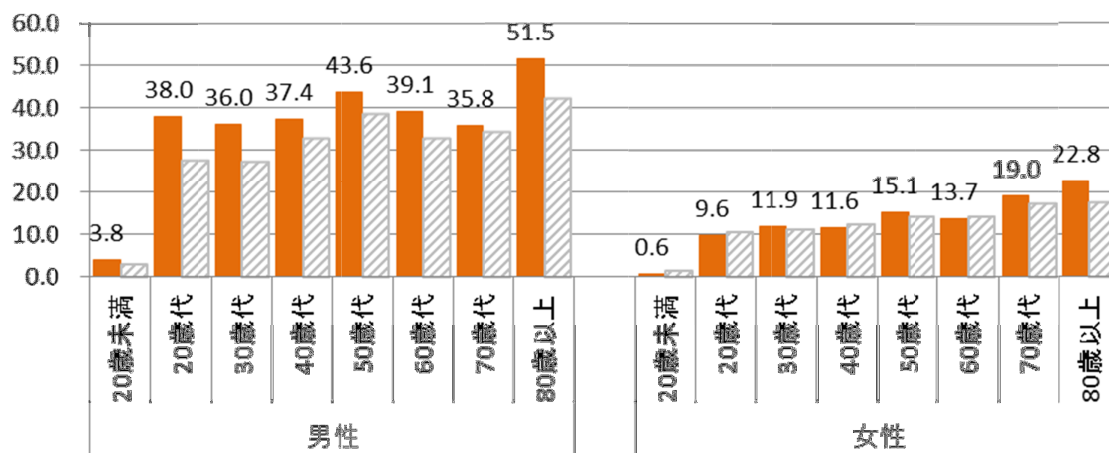
性・年代別（H24～28年平均）（警察庁自殺統計（自殺日・住居地））



＜表5-2＞

性・年代別の自殺死亡率（10万対）

■ 山形県自殺死亡率 ▨ 全国自殺死亡率



<表6>有職者の内訳をみると、自営業・家族従業者の自殺者の割合が全国と比べ高くなっています。

<表6>

有職者の自殺の内訳（警察庁自殺統計特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計））

（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	139	28.9%	21.4%
被雇用者・勤め人	342	71.1%	78.6%
合計	481	100.0%	100.0%

4 年齢階級別の死因

山形県の平成28年の死因順位は、20歳から34歳までの各階級において自殺が1位となっているほか、64歳までの各階級においても死因順位の上位にあり、おおむね全国と同様の傾向が見られます。

<表7>

年齢階級別の死因順位・死亡者数（山形県）

年齢階級	総死亡者数	1位		2位		3位		4位	
		死因	死者数	死因	死者数	死因	死者数	死因	死者数
全年齢階級	15,181	悪性新生物	4,100	心疾患(高血圧性を除く)	2,325	脳血管疾患	1536	老衰	1441
10～14歳	6	その他の神経系の疾患	2	悪性新生物、他※1	1				
15～19歳	7	不慮の事故	3	自殺、他※2	1				
20～24歳	18	自殺	10	不慮の事故	2	その他の障害、他※3	1		
25～29歳	35	自殺	10	悪性新生物	8	心疾患(高血圧性を除く)	6	脳血管疾患、不慮の事故	3
30～34歳	39	自殺	13	悪性新生物	10	心疾患、不慮の事故	4		
35～39歳	25	悪性新生物	10	自殺	9	不慮の事故	2	その他の感染症、他※4	1
40～44歳	78	悪性新生物	24	自殺	13	心疾患(高血圧性を除く)	10	脳血管疾患	7
45～49歳	106	悪性新生物	29	心疾患(高血圧性を除く)	21	自殺	15	脳血管疾患	13
50～54歳	163	悪性新生物	75	自殺	23	心疾患(高血圧性を除く)	16	脳血管疾患	11
55～59歳	267	悪性新生物	117	心疾患(高血圧性を除く)	45	自殺	22	脳血管疾患	19
60～64歳	491	悪性新生物	239	心疾患(高血圧性を除く)	49	脳血管疾患	41	自殺	23
65～69歳	854	悪性新生物	432	心疾患(高血圧性を除く)	91	脳血管疾患	61		

年齢階級別の死因順位・死亡者数（全国）

年齢階級	総死亡者数	1位		2位		3位		4位	
		死因	死者数	死因	死者数	死因	死者数	死因	死者数
全年齢階級	1,307,748	悪性新生物	372,986	心疾患(高血圧性を除く)	198,006	肺炎	119,300	脳血管疾患	109,320
10～14歳	440	悪性新生物	95	自殺	71	不慮の事故	66	その他の神経系の疾患	34
15～19歳	1,166	自殺	430	不慮の事故	306	悪性新生物	120	その他の神経系の疾患	55
20～24歳	2,083	自殺	1,001	不慮の事故	373	悪性新生物	159	心疾患(高血圧性を除く)	108
25～29歳	2,479	自殺	1,165	悪性新生物	315	不慮の事故	291	心疾患(高血圧性を除く)	156
30～34歳	3,354	自殺	1,253	悪性新生物	641	不慮の事故	346	心疾患(高血圧性を除く)	248
35～39歳	5,193	自殺	1,445	悪性新生物	1,326	心疾患(高血圧性を除く)	495	不慮の事故	444
40～44歳	9,263	悪性新生物	2,675	自殺	1,739	心疾患(高血圧性を除く)	1,095	脳血管疾患	826
45～49歳	13,923	悪性新生物	4,753	自殺	1,888	心疾患(高血圧性を除く)	1,819	脳血管疾患	1,203
50～54歳	19,480	悪性新生物	7,696	心疾患(高血圧性を除く)	2,476	自殺	1,853	脳血管疾患	1,628
55～59歳	28,331	悪性新生物	12,605	心疾患(高血圧性を除く)	3,488	脳血管疾患	2,148	自殺	1,684
60～64歳	48,223	悪性新生物	23,343	心疾患(高血圧性を除く)	5,824	脳血管疾患	3,324	自殺	1,563
65～69歳	93,505	悪性新生物	46,004	心疾患(高血圧性を除く)	11,292	脳血管疾患	6,273	肺炎	3,696

厚生労働省人口動態統計

※1：悪性新生物、貧血、循環器系の先天奇形、不慮の事故

※2：自殺、脳血管疾患、循環器系の先天奇形、その他の外因

※3：その他の障害、その他の神経系の疾患、心疾患（高血圧性を除く）、その他の呼吸器系の疾患、糸球体疾患、その他の外因

※4：その他の感染症、心疾患（高血圧性を除く）、大動脈瘤及び解離、肝疾患

5 原因・動機別の年齢階級・性別自殺者数及び構成割合の状況

山形県の平成28年の自殺者を原因・動機別で見ると、総数では、健康問題が138人と最も多く、次いで経済・生活問題57人、家庭問題26人となっています。

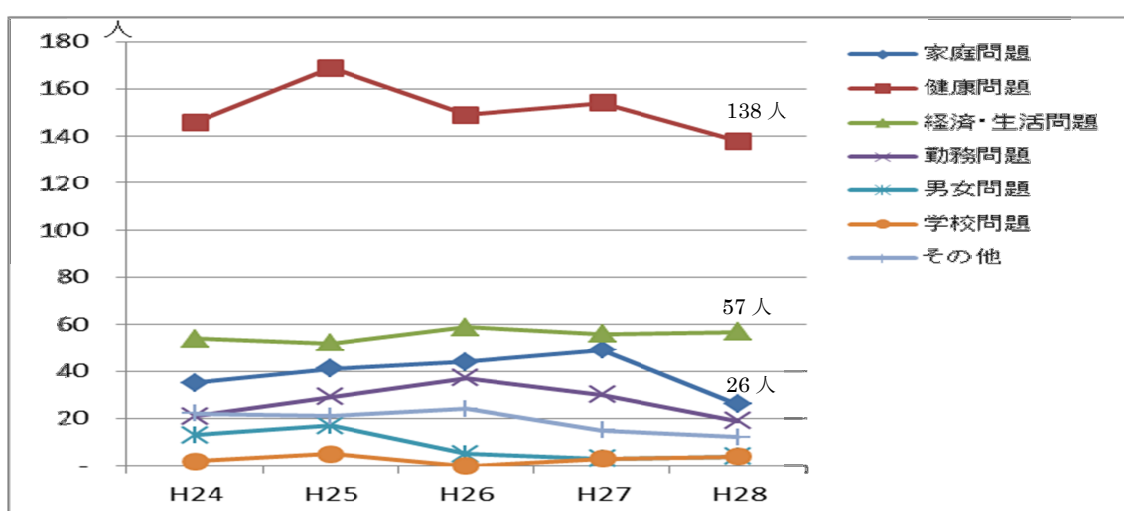
年齢別、性別で見ると、男性は20歳から40歳代で「経済・生活問題」が1位、その他の年代では「健康問題」が1位となっています。

女性は、40歳代以降の年代で「健康問題」が1位となっています。

<表8>

原因・動機別の年齢階級・性別自殺者数及び構成割合

性別	年齢階級	1位		2位		3位		4位		5位		
		原因・動機	死者数	原因・動機	死者数	原因・動機	死者数	原因・動機	死者数	原因・動機	死者数	
男性	20～29歳	経済・生活問題 勤務問題	5			健康問題	4	男女問題		2	家庭問題	1
	30～39歳	経済・生活問題	14	健康問題	8	勤務問題	5	家庭問題	2	男女問題		1
	40～49歳	経済・生活問題	9	健康問題	7	その他	3	勤務問題	2	家庭問題		1
	50～59歳	健康問題	15	経済・生活問題	12	家庭問題	6	勤務問題 その他	2			
	60～69歳	健康問題	29	家庭問題	5	経済・生活問題 勤務問題	3	その他	1			
	70～79歳	健康問題	10	経済・生活問題	4	その他	2	家庭問題	1			
	80歳～	健康問題	18	家庭問題 経済・生活問題	1							
女性	20～29歳	学校問題	3	健康問題	2	家庭問題 男女問題 その他	1					
	30～39歳	経済・生活問題	3	健康問題	2	家庭問題	1					
	40～49歳	健康問題	5	経済・生活問題	2	家庭問題 その他	1					
	50～59歳	健康問題	7	家庭問題	4	経済・生活問題 勤務問題	1					
	60～69歳	健康問題	10	経済・生活問題	3	家庭問題 勤務問題	1					
	70～79歳	健康問題	5	その他	1							
	80歳～	健康問題	16	家庭問題 その他	1							



※明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としている。原因・動機が推定できない者を除く。

警察庁自殺統計（自殺日・発見地）

6 地域別の状況

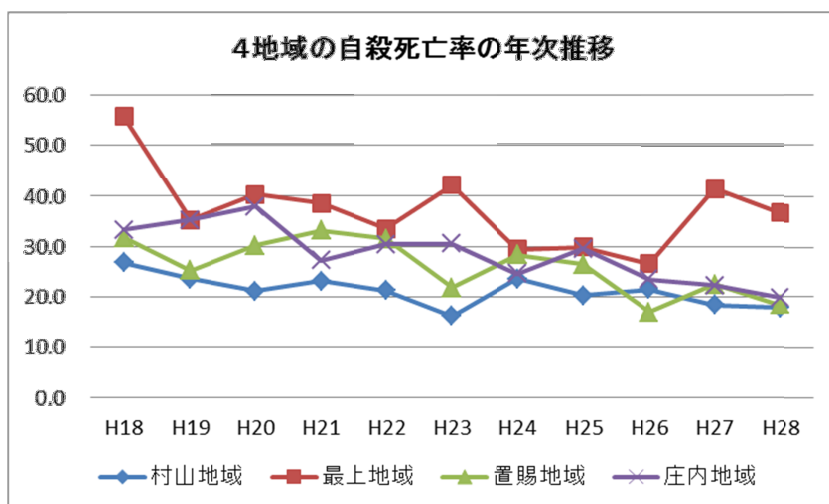
県内4地域別の状況を見ると、自殺者数は人口の多い村山地域が最も多くなっていますが、自殺死亡率は最上地域が最も高く推移しています。

なお、4地域いずれも自殺死亡率は減少傾向にあります。

<表9>

4地域の自殺者数・自殺死亡率の年次推移

		H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
村山地域	実数(人)	154	135	121	131	119	91	132	113	119	101	98
	自殺死亡率	26.8	23.6	21.2	23.1	21.3	16.2	23.6	20.3	21.5	18.4	17.9
最上地域	実数(人)	50	31	35	33	28	35	24	24	21	32	28
	自殺死亡率	55.8	35.2	40.3	38.5	33.5	42.1	29.4	29.8	26.5	41.4	36.7
置賜地域	実数(人)	75	59	70	76	71	49	63	58	37	48	39
	自殺死亡率	31.7	25.2	30.2	33.1	31.5	21.8	28.3	26.4	17.0	22.5	18.4
庄内地域	実数(人)	102	107	114	81	89	89	71	84	66	62	55
	自殺死亡率	33.2	35.2	37.9	27.2	30.4	30.5	24.6	29.5	23.4	22.3	19.9



厚生労働省 (人口動態統計)

7 本県の自殺の現状と特徴を踏まえた今後の課題

(1) 自殺者数及び自殺死亡率について

自殺者数・自殺死亡率は減少傾向にありますが、自殺死亡率は全国と比べ高く、引き続き自殺対策を推進していく必要があります。

(2) 自殺の特徴を踏まえた対策について

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」では、自殺者数が多い区分への対策を重視し、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」について、重点的に取り組むことが推奨されています。

また、自殺死亡率や警察庁自殺統計による原因・動機の面からみても、これらの対策に重点的に取り組むことが必要です。

○ 高齢者

<表3>では、男性60歳以上無職同居と女性60歳以上無職同居を合わせた自殺者が全自殺者数の3割近くを占めています。また、<表5-2>の自殺死亡率でも全国に比べ高く、特に80歳以上で差が大きくなっています。

こうしたことから、高齢者に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

○ 生活困窮者

<表8>自殺の原因・動機では、「経済・生活問題」が、男性の20歳から40歳代では最も多くなっており、全体では「健康問題」に続き2番目に多くなっています。

また、<表4>で、自殺死亡率が著しく高い男性40歳から59歳無職者と、自殺者数の最も多い男性60歳以上無職同居について、<表3>の「主な自殺の危機経路」には、失業・退職による生活苦が挙げられています。

こうしたことから、自殺の要因の一つである生活困窮に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

○ 勤務・経営

<表3>では、男性40歳から59歳有職同居の自殺者数が3位、男性20歳から39歳有職同居の自殺者数が4位となっており、男性有職者の自殺が多い現状にあります。<表3>「主な自殺の危機経路」には、過労や職場の人間関係など勤務問題が挙げられています。

また、＜表6＞では、本県は全国と比べ有職者の自殺のうち自営業・家族従業者の自殺者割合が高い状況です。

こうしたことから、勤務・経営問題を抱える方に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

(3) 子ども・若者への対策について

＜表5＞では、39歳以下の子ども・若者の自殺者数は、自殺者全体に占める割合は高くありませんが、全国と比べ20歳代及び30歳代の自殺死亡率が高くなっています。また、＜表7＞を見ると、20歳から34歳の死因順位の1位が自殺となっており、対策が急務となっています。

【参考】

～人口動態統計（厚生労働省）と自殺統計（警察庁）の相違点～

名称	説明	
人口動態統計 (厚生労働省)	対象	日本における日本人
	計上時点	住所地をもとに死亡時点 住所地で計上
	計上方法	自殺、他殺、事故死いずれか不明の時は自殺以外で処理しており、後日死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合には、自殺に計上しない。
自殺統計 (警察庁)	対象	日本における外国人を含む
	計上時点	死体発見時点（認知時点） 住居地（住所地ではない）・発見地でそれぞれ計上
	計上方法	死体発見時に、自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査により自殺と判明した時点で計上。

第3章 山形県における自殺対策の基本理念と基本的な方向性

第2章「山形県における自殺の現状と課題」及び自殺対策基本法並びに自殺総合対策大綱を踏まえ、本県の自殺対策の「基本理念」と「基本的な方向性」を定め、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します。

1 自殺対策の基本理念

基本理念 『誰も自殺に追い込まれることのない山形県』の実現

人の「命」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追いつめられ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺を個人の問題としてではなく社会の問題として捉え、自殺対策を生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、県、市町村、関係機関¹、民間支援団体、企業、県民が一丸となって取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない山形県」の実現を目指します。

¹ 関係機関…保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等

2 自殺対策の推進に関する基本的な方向性

施策の柱1 自殺の実態を明らかにし、効果的な施策を企画・実施する

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることができるものであるというのが世界の共通認識となっています。そのためには、地域の自殺の実態を明らかにし、実態に応じた対策を地域の状況を勘案して行うことが必要です。

<推進の方向性>

- 自殺関係の統計データ等を活用するなど、県全域、県内4地域、市町村における自殺の現状を分析し、効果的な施策の立案・実施につなげます。
- 市町村における自殺対策が地域の実情に合ったものとなるよう支援します。
- 地域における関係機関、関係団体等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材を育成します。

施策の柱2 気づき見守る人材を育成する

県民一人ひとりが、自殺の起こり得る状況を理解して、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、相談機関や精神科医療機関等の専門家につなぎ、その助言・指導を受けながら見守ることが必要です。

また、自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進を図ることが必要です。

<推進の方向性>

- 県民一人ひとりが、身近な人の変化に気づき、声をかけ、見守っていくことができるよう「心のサポーター」の養成や活動を推進します。
- 地域の医療・保健・福祉関係職員や教職員、社会的要因に関連する相談員等が日常業務の中で、悩みを抱えている方を早期に発見し必要な支援へつなげる体制をつくります。
- 自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など県民の心の健康の保持・増進を推進します。

施策の柱3 県民への啓発・周知

県民の間に広く自殺対策の重要性や、自殺の問題などについての関心と理解を深める普及啓発を行い、命や暮らしの危機に陥った場合は身近な人や関係機関などに援助を求めることが大切であるということが、社会全体の共通認識となるようにしていくことが必要です。

<推進の方向性>

- 行政や関係機関、民間支援団体等と連携し、自殺や自殺関連事象等について、県民の理解を深めるための教育活動・広報活動を通して、広く啓発を行います。
- 危機に陥った場合には誰かの助けを求めることが大切であるという理解を促進するとともに、悩みを抱えている方が相談しやすい体制をつくりま
- 悩みを抱えている方が容易に適切な支援策や相談窓口に関する情報を得ることができるよう、インターネット等を活用した情報発信を強化します。

施策の柱4 いのち支える取組の充実

自殺は、ライフステージに応じた健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因が複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。

また、自死により大切な方を亡くされた家族等に寄り添い、心理的ケアや状況に応じた支援を行うことが必要です。

<推進の方向性>

- 様々な課題を抱えている方を確実に支援していくため、多様な主体・手段による相談支援や分野を超えた相談支援体制の構築を推進します。
- 年齢や抱えている課題に対応した支援の充実を図ります。
- 自殺未遂者に対して、地域の連携を強化し包括的な支援を行います。
- 自死により大切な方を亡くされた家族等への相談支援や分かち合いの場となる集会など支援の充実を図ります。

施策の柱5 関係機関の機能強化及び連携の強化

自殺対策を総合的かつ効果的に推進するためには、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。そのためには、行政、関係機関、民間支援団体等の機能の強化、連携の強化が必要です。

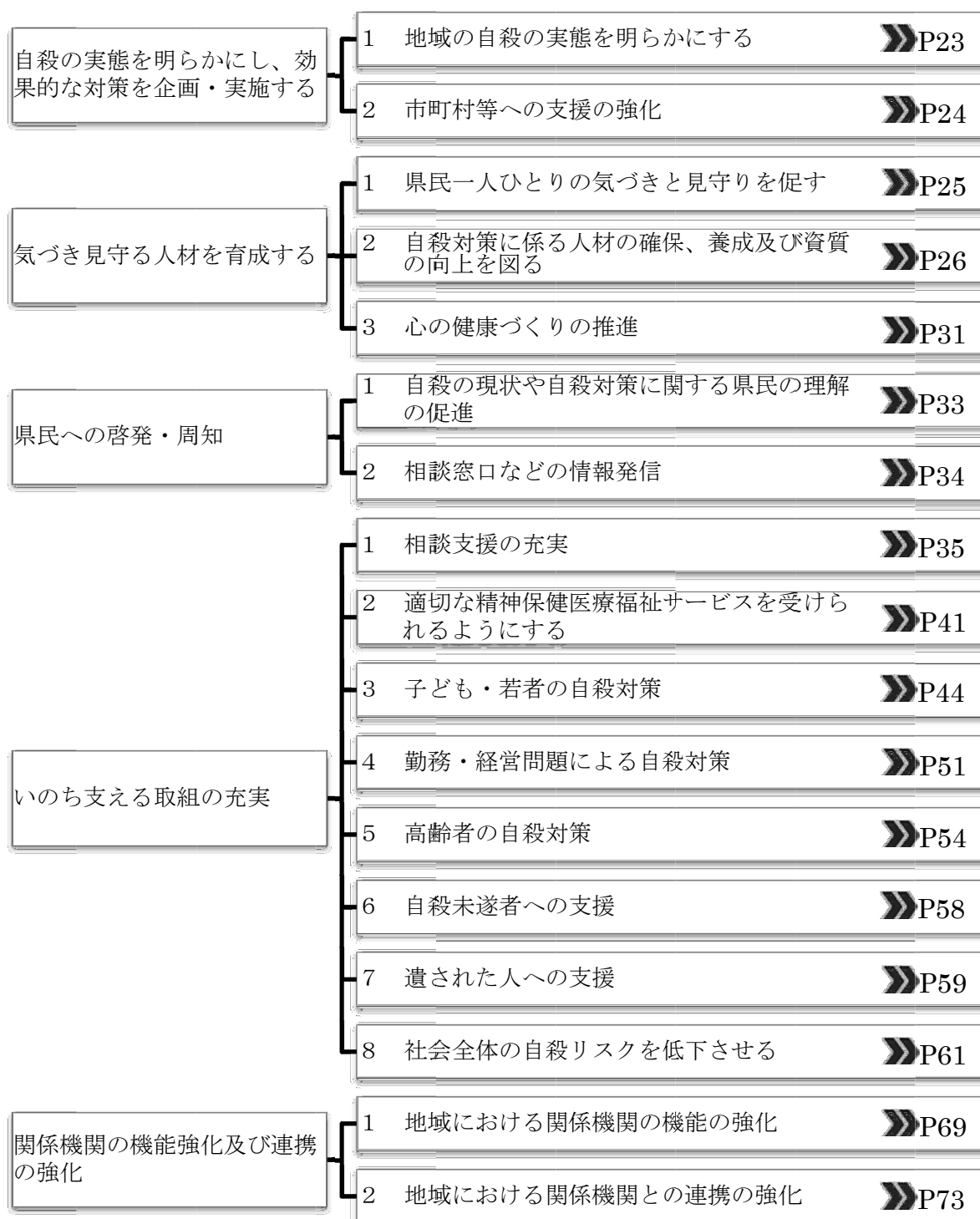
また、自殺対策において、民間支援団体は重要な役割を担っており、相談支援の担い手育成や取組への支援など、民間支援団体に対する支援の充実が必要です。

<推進の方向性>

- 民間支援団体における自殺対策に関わる相談の担い手養成や、自殺対策を目的とした相談事業など、継続した自殺対策の取組を支援します。
- 地域で自殺対策に取り組む関係機関の機能・連携を強化し、関係機関相互の連携による効果的・総合的な取組を促進します。
- 複合的な問題を抱えている方が切れ目のない支援を受けられるよう、地域のあらゆる相談窓口がつながり、それぞれが「生きることの包括的な支援の入口」になれるよう、市町村の取組を支援します。

第4章 山形県における自殺対策の施策

1 施策体系



2 重点的な取組

本県における自殺対策については、本章「3 具体的な取組」により、総合的に推進していきますが、第2章「山形県における自殺の現状と課題」（P12 参照）を踏まえ、本計画期間中においては、「施策の柱4 いのち支える取組の充実」における取組の中で、特に集中的に取り組む必要のある施策として次の4項目を設定し、優先的に推進していきます。

重点施策1 高齢者の自殺対策

平成28年の本県の自殺者のうち65歳以上の高齢者の自殺の割合は、36.8%と全国と比べ高く、また、今後、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、孤立防止や介護者への支援の充実など、高齢者の自殺対策の更なる推進が必要です。

<主な取組の視点>

- 住民主体の見守り・生活支援の受け皿の創出のため、福祉型小さな拠点²づくり事業を実施するとともに、地域の課題の解決に向けた取組を実践する担い手の養成など、地域包括ケアシステムを推進します。
- 高齢者サロンなど交流の場を活用した「心の健康づくり」を推進します。
- 認知症など介護を必要とする方やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の人や専門家との情報共有等により、必要な支援が受けられ、介護者の負担の軽減の効果が期待できる取組を推進します。
- 地域包括支援センター職員など高齢者やその家族を支援する職員の相談技術の向上を図ります。

² 福祉型小さな拠点…地域住民が主体となって運営する高齢者の生活支援・介護予防のための拠点

重点施策 2 生活困窮者の自殺対策

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的な孤立などから自殺リスクが高いと考えられ、また、平成28年の本県の自殺の原因・動機は、「健康問題」に続き、「経済・生活問題」が2番目に多く、生活困窮者の自殺対策の更なる推進が必要です。

<主な取組の視点>

- 生活困窮者が抱えている多様で複合的な問題を包括的に受け止め、自立に向けて必要な支援やサービスに結びつける「自立相談支援事業」を推進するとともに、就労準備支援事業や子どもの学習支援事業など任意事業の未実施地域の解消を図るなど、生活困窮者の自立支援を推進します。
- 複合的な問題を抱えている生活困窮者の相談機関職員等が、自殺のリスクが高い方を早期に発見し、適切な相談窓口につなげることができるよう、知識・技能の習得を図るとともに、連携を強化します。
- 若年者や生活困窮者を対象に、労働局と連携したワンストップ相談窓口により、相談者の態様に応じたきめ細かな支援を行っていきます。
- 県社協が実施する、他の貸付制度が利用できない低所得世帯等に対して資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」を推進します。

重点施策3 勤務・経営問題による自殺対策

有職者の自殺死亡率は無職者に比べて低い状況ですが、本県の自殺者の4割近くが有職者となっています。また、「自営業・家族従業者」の割合も全国と比べ高い状況です。勤務・経営問題による自殺対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、また、働き方改革の諸施策との連携を図りながら進めていく必要があります。

<主な取組の視点>

- 専門家を配置した労働相談窓口を引き続き設置し、労働問題の早期解決を図っていきます。
- 職場や地域など様々な場所で、心の健康づくりについて正しい知識の普及啓発を図ります。
- 中小企業・小規模事業者の持続的経営や発展のため、商工会議所や商工会連合会に支援員を配置するなど、支援体制を強化します。

重点施策 4 子ども・若者の自殺対策

39 歳以下の自殺者は他世代に比べれば少ない状況となっていますが、39 歳以下の死因に占める自殺の割合が高いことや、自発的には相談や支援につながりにくい傾向があることから、子どもや若者の自殺対策の更なる推進が必要です。

<主な取組の視点>

- 生命の大切さを学ぶため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラムを改訂し、家庭・地域とのつながりを強化しながら「いのちの教育」を実践します。
- 困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けを求めたり、周囲の大人が SOS に気づき適切な対応ができるよう、児童生徒の居場所づくりや話しやすい環境づくりとともに、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方を身に付けるための教育を推進していきます。
- 「24 時間子供 SOS ダイヤル」などをはじめ様々な相談窓口があることの周知を図りながら、児童生徒にとって身近な大人である、家庭や学校に相談しやすい体制を整備していきます。
- 児童養護施設等を退所し、就職又は進学した者が安定した生活基盤を築き、自立できるよう支援します。
- 若者同士の相談支援体制（ピア・サポート体制）づくりやインターネットを活用した自殺対策の情報発信など、若い世代を相談や支援につなげる取組を推進します。
- 地域若者サポートステーションを核とした若者支援機関のネットワークの連携強化を図り、ニートやひきこもり等の若者の自立の支援を行っていきます。

3 具体的な取組

施策の柱1 自殺の実態を明らかにし、効果的な施策を企画・実施する

(1) 地域の自殺の実態を明らかにする

① 既存資料の利活用の促進

<現状と課題>

- 県では、厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等を活用し、各種会議、研修会等で情報提供するとともに、関係機関等が必要とする統計資料等を提供しています。
- 自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など、様々な要因が複雑に関係しており、社会的要因等の変化により自殺者の状況も変化していると考えられ、地域の実態に即した効果的な自殺対策を推進するためには、自殺の実態把握に引き続き取り組むことが必要です。

<取組の視点>

- 県は、地域における自殺の実態把握に引き続き取り組み、社会的要因も踏まえた効果的な自殺対策を推進します。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】
- 県は、自殺関係統計データ等を活用し、関係機関等への情報提供を充実させていきます。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】

(2) 市町村等への支援の強化

① 市町村における自殺対策計画策定等への支援

<現状と課題>

- 県では、市町村等に対し、自殺統計関連資料等の情報提供や、自殺対策に関する研修を実施しています。
- 住民に最も身近な行政機関である市町村において、自殺対策計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な対策が推進されることが必要です。

<取組の視点>

- 県は、市町村自殺対策計画の策定及び効果的な施策実施のための情報提供を行います。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】
- 県は、市町村等が実施する自殺対策事業に、関係機関と連携しながら技術的支援を行います。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】

② 自殺対策の連携調整を担う人材の育成

<現状と課題>

- 自殺に至る背景には、心理的、社会的な要因など様々な要因が関連しており様々な主体がそれぞれの分野で相談対応をしています。
- 総合的かつ効果的な自殺対策を推進するためには、関係機関・団体等が有機的に連携を図ることが重要であり、地域でその役割を担う人材が必要とされます。

<取組の視点>

- 県は、市町村の自殺対策担当職員など、地域における関係機関や民間支援団体等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材を育成します。【精神保健福祉センター】

■ 関連指標

項目	現状（平成 28 年度）	目標（34 年度）
自殺対策計画（※）策定市町村数	—	全市町村

（※）自殺総合対策大綱（H29.7.25 制定）の内容に沿った自殺対策計画

施策の柱2 気づき見守る人材を育成する

(1) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

① 様々な分野での「心のサポーター」の養成

<現状と課題>

- 県は、福祉施設や民間企業、行政機関、学校、自治会等において、悩んでいる人に気づき適切な支援につなげ見守る、心のサポーター³の養成に取り組んでおり、市町村や民間支援団体においても取組が進んでいます。
- 県内の心のサポーターは、平成29年3月末時点で延べ25,169人となっています。
- 県は、民間支援団体における生徒や学生など若者同士の相談支援体制（ピア・サポート体制）づくりを支援しています。
- 自殺は様々な要因が複雑に関係するため、地域における幅広い分野、窓口等で、普段から自殺予防の視点を持ち、自殺の危険を示すサインに気づき適切な支援につなげることが大切です。
- 地域に暮らす一人ひとりが、身近な周りの人の異変に気づき、適切な行動がとれるような基礎的知識の普及を図ることが必要です。
- 心のサポーターが正しい知識を持って、活発な活動を行うことができるよう、フォローアップをしていくことが必要です。

<取組の視点>

- 県は、生きることの支援に関わる様々な分野で、自殺関連事象について正しい知識を持ち、早期発見、早期対応につなげる人材を確保するため、心のサポーターを養成するとともに、市町村や民間支援団体等が行う心のサポーターの養成を支援します。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、心のサポーターや市町村で実施している地域サロン活動の中心的役割を担っているボランティア等に対して、資質の向上や活動の継続のために必要な支援を行います。【各保健所】
- 県は、関係機関や民間支援団体と連携し、生徒や学生など若者同士の相談支援体制（ピア・サポート体制）づくりを支援します。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】

³ 心のサポーター：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。ゲートキーパー。本県では「心のサポーター」と呼んでいます。

(2) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

① かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

<現状と課題>

- 県は、これまで、一般臨床医へのうつ病研修会、産業医うつ病研修会、うつ病診療支援体制事業を実施してきました。
- うつ病や心の不調では睡眠障害、食欲不振などの身体症状が現れることが多く、初めに内科等のかかりつけ医を受診することが多く見られます。
- かかりつけ医と精神科等専門医では、うつ病や精神疾患等の病状や自殺リスク判断によって、診療情報提供や紹介等の連携が推進されています。
- かかりつけ医等の自殺対策への理解の促進と精神科等専門医との連携を更に推進していくことが必要です。

<取組の視点>

- 県は、各医師会、医療機関等と連携し、医療関係機関が実施する自殺対策に関する研修等を支援します。【精神保健福祉センター、各保健所】

② 教職員に対する普及啓発の推進

<現状と課題>

- 県は、国の主催する「児童生徒の自殺防止に関する普及啓発事業」により、自殺予防教育に係る研修会への参加の機会等を通し、教職員への普及啓発を進めています。
- 県は、道徳教育、人権教育など教職員等に対し研修を実施し、資質の向上につなげています。
- 自殺予防教育実施状況調査によると「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げた自殺予防教育への教職員の抵抗感があり、児童生徒の発達段階に応じた教育のあり方を研究していく必要があります。

<取組の視点>

- 県は、各学校における生徒指導・教育相談体制の整備充実を図りながら、外部専門家や関係機関の協力を得て、自殺予防についての普及啓発や遺児のケアに関する教職員の対応のあり方について周知していきます。【義務教育課、高校教育課】

③ 地域保健職員や産業保健職員の資質の向上

<現状と課題>

- 市町村の保健担当や地域産業保健センター等は、健康に関する身近な相談窓口であり、その活動は県民の心の健康について気づきの機会となります。県は、これらの相談支援関係者に対し、啓発や相談事業等を行う上で必要な心の健康及び精神疾患の正しい知識と対応方法等について各種研修を実施しています。
- 心の健康の保持増進、精神疾患の早期発見と早期受診のためには、相談支援関係者が正しい知識を習得して適切な対応を行えるよう資質の向上を図る必要があります。

<取組の視点>

- 県は、地域保健等職員の支援技術の向上を図り、関係機関同士の連携を促進するため、具体的な事例への対応方法について検討する機会を提供します。【各保健所】
- 県は、精神疾患の早期発見と精神科による早期治療に結びつけるために、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を推進します。【各保健所】

④ 介護支援専門員等に対する研修の実施

<現状と課題>

- 平成 28 年に実施した高齢者自殺予防に関するアンケートでは、回答した地域包括支援センター職員の約 7 割が、支援対象者やその家族から自殺を連想させる言葉を聞いたことがあるとしています。
- 介護保険サービス利用者については、介護支援専門員等への相談や定期的なモニタリング時に心の健康についても気づきの機会になります。県は、これらの相談支援関係者に対し、啓発や相談事業等を行う上で必要な心の健康及び精神疾患の正しい知識と対応方法等について各種研修を実施しています。
- 高齢者の相談支援に携わる介護支援専門員や介護福祉士、訪問看護師等（以下「高齢者関係機関等の職員」といいます。）が、自殺関連事象について正しい知識を持ち、相談援助等の活動を行う中で、自殺のリスクがある対象者を早期に発見し、専門機関につなぎ、必要な支援を受けられるようにすることが必要です。
- 平成 29 年の社会福祉法の改正により、地域包括支援センターでは、分野を超えた地域生活課題について相談対応することが求められ、また、介護福

祉分野に限らず、幅広い分野の関係機関との連携が必要となり、職員一人ひとりの知識、相談対応力の更なる向上が求められています。

<取組の視点>

- 県は、高齢者関係機関等の職員に対し、様々な研修機会を通して、自殺対策や心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、自殺の発生リスクに早期に対応できるよう、必要な基礎的知識の習得を支援します。【健康長寿推進課、精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、地域包括支援センター職員の資質の向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込み、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施します。【健康長寿推進課】

⑤ 民生委員・児童委員等に対する研修の実施

<現状と課題>

- 県は、住民に最も身近な相談役として活動している民生委員・児童委員等に対し、社会福祉制度への理解を深めるとともに相談援助活動等を行う上で必要な知識・技能の習得を図るため、各種研修を実施しています。
- 多様化する福祉ニーズや、変化が著しい福祉制度の動きを踏まえ、民生委員・児童委員等の資質の向上を図る必要があります。

<取組の視点>

- 県は、民生委員・児童委員等に対し、心のサポーター研修を実施し、相談援助活動の中で早期に住民の変化に気づき、専門機関へつなげることが出来る知識・技能の習得を支援します。【地域福祉推進課、各保健所】

⑥ 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

<現状と課題>

- 県では、ハローワーク、労働基準監督署、弁護士会、司法書士会、商工会など、地域において主に社会的要因に関連した相談支援活動等に従事する関係者を対象に心の健康及び精神疾患の正しい知識と対応方法等について研修を実施しています。
- 県では、市町村や県の相談担当者に対して多重債務相談に係る研修会を開催するとともに、多重債務相談に役立つ情報をまとめた「多重債務者相談ハンドブック」の定期的な点検・整理を行っています。

- 自殺に至る要因は、健康問題によるもののほか、職場での過労や人間関係、生活苦、子育てや介護の悩みなど、社会的要因が複合的に絡み合っており、関連した相談支援活動に従事する関係者の自殺に関する知識や技能の向上を図る必要があります。
- 多重債務に係る相談は一時期よりも落ち着きを見せているものの、多額の借金を有する方は依然存在しており、継続的に多重債務対策を講じていく必要があります。

<取組の視点>

- 県は、様々な分野の相談窓口、関係機関等と連携し、役割に応じた研修等の実施を支援し、資質の向上を図ります。【精神保健福祉センター】
- 県は、関係機関同士の連携を促進するため、具体的な事例への対応方法について検討する機会を提供します。【各保健所】
- 県は、複合的な問題を抱えている生活困窮者の相談機関職員等が、自殺のリスクが高い方を早期に発見し、適切な相談窓口につなげることができるよう、知識・技能の習得を支援します。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、引き続き、多重債務相談に係る研修会を開催するとともに、「多重債務者相談ハンドブック」の定期的な点検・整理を行います。【くらし安心課】

⑦ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

<現状と課題>

- 県は、自殺対策推進月間等の機会を捉え、警察官に対し、自殺対策の啓発、自殺未遂者相談支援事業の啓発を行っています。
- 自殺事案が生じた場合、警察官は、遺族や友人等（以下「遺族等」といいます。）と接し、生前の生活状況、自殺に至る原因・動機等について話を聞きます。また、相談窓口には遺族等から故人の死により生じた様々な問題について相談が寄せられる可能性があります。
- 遺族等は、大切な人の突然の死で、混乱、拒絶、罪悪感など様々な思いや感情を抱き、周囲の人たちの言葉や態度によっては、さらに傷つく（二次被害の）おそれがあり、これを防ぐ必要があります。

<取組の視点>

- 県は、県内の消防機関や警察機関において、遺族等から相談を受けたときに、遺族等の意向を踏まえた適切な相談窓口を紹介することができるよう、職員に対し自殺の現状や自殺対策などに関する知識の普及を図ります。

【危機管理課、警察本部】

- 県は、遺族等に二次被害を与えることがないように、警察官に対し、遺族等と接する場合に必要な知識や対応方法等の普及促進を図ります。【警察本部】

⑧ 自殺対策従事者等への心のケアの推進

<現状と課題>

- 自殺対策は自殺予防から自殺に至った場合までの支援、また、生きることの包括的な支援のため活動範囲が多岐にわたることや、自殺のリスクが高い方は、すぐには解決しない複雑な背景を抱えているため、支援者自身も心の健康に大きな影響を受ける場合があります。
- 県は、市町村の担当者等、地域において相談支援活動等に従事する関係者を対象に、支援の具体的技術を学び、地域における効果的かつ継続的な支援に資することを目的とした研修を実施しています。

<取組の視点>

- 県は、自殺対策に関わる職員等が、自身の心のケアや必要に応じて相談ができるように、従事者の心のケアの必要性を普及していきます。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、研修等の機会を通して、自殺対策に関わる職員等の支援技術や心の健康に関する知識を習得するための支援を行い、従事者の心の健康が維持されるようにします。【各保健所】

(3) 心の健康づくりの推進

① 職場や地域における心の健康づくり推進体制の整備

<現状と課題>

- 県は、心の健康づくりについて広く普及啓発するために、職場や学校、地域などで心の健康に関する研修等を実施するとともに、各種広報活動を行っています。
- 県は、心の健康相談窓口として、電話や面談での相談等を行っています。
- 市町村の保健担当や地域産業保健センター等は、健康に関する身近な相談窓口であり、その活動は県民の心の健康について気づきの機会となります。県は、これらの相談支援関係者に対し、啓発や相談事業等を行う上で必要な心の健康及び精神疾患の正しい知識と対応方法等について各種研修を実施しています。(再掲)
- 心の健康の保持増進、精神疾患の早期発見と早期受診のためには、相談支援関係者が正しい知識を習得して適切な対応を行えるよう資質の向上を図る必要があります。(再掲)

<取組の視点>

- 県は、引き続き、職場や地域など様々な場所で、心の健康づくりについて正しい知識の普及啓発を図ります。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、地域保健等職員の支援技術の向上を図り、関係機関同士の連携を促進するため、具体的な事例への対応方法について検討する機会を提供します。(再掲)【各保健所】
- 県は、精神疾患の早期発見と精神科による早期治療に結びつけるために、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発をさらに推進します。(再掲)【各保健所】
- 県は、民間支援団体が行う、企業向けの心の健康づくりに関する研修やストレスチェック実施後の対応方法などについて職場の健康管理担当者向けの個別相談を支援します。【地域福祉推進課】

② 学校における心の健康づくり推進体制の整備

<現状と課題>

- 児童生徒の心とからだの健康課題を解決するため、県では「山形県子どもの心とからだの健康プラン」(平成23年2月)を作成し、学校における体制整備や養護教諭等の健康づくりの取組を推進しています。

- 県は、メンタルヘルスをはじめ児童生徒の健康づくりを推進するため、教員を対象にした指導者研修会や学校保健に関する研究会を開催しています。
- 県は、児童生徒のいじめや不登校等の諸課題等を解決するため、学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員など外部専門家を活用した教育相談体制や別室登校生徒等への学習支援体制の整備などを行っています。
- 急激な社会環境の変化により、児童生徒の健康課題は複雑多様化しており、専門家や専門機関の活用、連携の充実等が求められています。
- 家庭環境に対する継続的支援が必要ですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが県内において不足しており、人材確保が課題となっています。

<取組の視点>

- 県は、児童生徒の心身の健康づくり及び健康課題解決のため養護教諭等を対象にした研修会を開催し、学校における取組の充実を図ります。【スポーツ保健課】
- 県は、健康課題に関する協議会や学校への専門家派遣などにより、学校と関係機関が連携した児童生徒の健康づくりを推進します。【スポーツ保健課】
- 県は、警察や児童相談所など関係機関と連携し、児童生徒の健全育成を推進します。【義務教育課、高校教育課】

■関連指標

項目	現 状	目標 (34年度)
「心のサポーター」養成者数 (延べ人数/累計)	(H28年度) 25,169人	61,000人
民生委員・児童委員に対する「心のサポーター」養成研修の実施	—	全 員
地域包括支援センター現任職員 研修受講者数(累計)	(H29年度) 180人	460人

(1) 自殺の現状や自殺対策に関する県民の理解の促進

① 自殺や自殺関連事象等に対する正しい知識の普及

<現状と課題>

- 自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現状があり、自殺に対する誤った認識や偏見があります。
- 県は、自殺予防週間（9月10日から16日）を含む毎年9月を「山形県自殺対策推進月間」と定め、自殺対策強化月間（3月）（以下「自殺対策推進月間等」といいます。）と併せ、各種広報媒体による情報発信や、パネル展示、チラシや啓発物品の配布など、集中的な啓発活動を行っています。
- 多くの県民に自殺に関する正しい知識の普及啓発、理解の促進を図るために、自殺対策推進月間等における啓発活動を、多様な手段を用いて更に集中的に実施していく必要があります。
- 命や暮らしの危機に陥った場合は身近な人や関係機関などに援助を求めることが大切であるということが、社会の共通認識となるようにしていく必要があります。

<取組の視点>

- 県は、引き続き、自殺対策推進月間等における集中的な広報啓発活動を実施します。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、多くの県民に、自殺の現状や自殺に関する基礎的な知識、心の健康に関する相談窓口の普及啓発が進むよう、各種広報媒体等を活用した情報発信など、機会を捉えて継続した広報啓発活動を実施します。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター、各保健所】

(2) 相談窓口などの情報発信

① 地域における支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

<現状と課題>

- 県は、様々な悩みを抱えている人への支援機関ガイドブックとして、様々な分野の「困った時の相談窓口活用ガイド」を作成し、ホームページに掲載するとともに、関係機関に提供しています。
- 県は、各種の支援策や相談窓口情報等について、ガイドブックやチラシの配布、ホームページなど各種広報媒体を活用した周知を行っています。
- 誰もがいつでもどこでも、身近な地域の情報を得ることができ、また、支援の必要な方が適切な窓口につながるよう、周知の徹底と支援策の強化を図る必要があります。

<取組の視点>

- 県は、支援を必要としている人が容易に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、各種広報媒体を活用した広報や、各種研修会などの機会を捉えた周知、チラシや啓発物品の配布などあらゆる機会を通して、各種支援策や相談窓口を周知します。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、全国共通ダイヤル「こころの健康相談統一ダイヤル」の周知を図ります。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】

施策の柱4 いのち支える取組の充実

(1) 相談支援の充実

① 心の健康相談の充実

<現状と課題>

- 心の健康に関する相談件数は、年々増加し、心の健康に不調を抱えている人が増加しています。
- 県は、精神科の医師や臨床心理士などの専門職による、心の悩み、精神疾患と療養等に関する定期相談や、保健師による精神保健福祉に関する随時相談を行っています。
- 県は、自殺対策推進月間等において、「こころの健康相談全国統一ダイヤル」で電話相談を受け付けています。
- 様々な要因がからみあう複雑な相談内容が多くなっており、地域の保健・医療・福祉その他関係機関における連携と相談支援技術の向上が必要となっています。

<取組の視点>

- 県は、精神科の医師や保健師等による心の健康相談や自殺関連相談の質の向上を図ります。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、相談支援機関に相談があった際、より専門的な支援につなげられるよう、関係機関の連携を図ります。【各保健所】
- 県は、他職種と連携して相談に対応する中で、心の不調を抱えている方や自殺のリスクが高い方を早期に発見し、必要な支援につなげていきます。【各保健所】

② 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

<現状と課題>

- 県では、災害発生により、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等により新たに精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が拡大した際に、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を継続する「災害派遣精神医療チーム（DPA T）」を配置する病院として、7病院を指定しており、平成29年12月末現在、精神科の医師や看護師など64人が隊員として登録されています。
- DPA T指定病院が県内において偏在しており、また、各指定病院の隊

員登録者において医師など不足している職種もあり、D P A T体制全体の充実強化が必要です。

(東日本大震災による避難者への支援)

- 東日本大震災の発生に伴い、県内には多くの方が避難されています。県は、県内及び避難元の移住支援策、住まい、就労や健康など必要な情報提供及び個別相談を行うことで避難者個々に応じた支援を実施しています。
- 県は、県内の避難者に対し、県社協及び県内9市町の社協に生活支援相談員を配置し、地域とのつながりづくりや見守り活動などを行い、本県での避難生活の支援及び孤立防止の取組を行っています。
- 県は、生活再建の見通しが立たない避難者に対して県職員公舎を無償で提供し、自立を支援しています。
- 避難者支援の長期化や課題の個別化、複雑化により支援疲れを感じている支援者もいることから、県は、支援者に対するメンタルヘルス対策などの研修を実施しています。
- 時間の経過や避難者の減少に伴い避難者を取り巻く状況が変化していることや、避難生活の長期化に伴う経済的負担の増加や精神的な負担など避難者の抱えている課題は個別化、多様化しており、相談支援の充実や市町村との連携の強化が必要です。

<取組の視点>

- 県は、D P A T指定病院の追加指定と新規隊員の養成により、D P A T隊員登録者数を拡充します。【障がい福祉課】

(東日本大震災による避難者への支援)

- 県は、避難者アンケートや全戸訪問の実施により世帯状況の把握に努め、連携して継続的なサポートを行える体制を整備し、引き続き心のケアに配慮しながらニーズに対応したきめ細かな支援を行います。【危機管理課、地域福祉推進課】
- 県は、多様化する避難者の相談に的確に対応するため、支援者のスキルアップ研修等を実施するとともに、支援が必要な避難者に対して関係機関が連携して対応するネットワークづくりを支援します。【危機管理課】

③ 多重債務の相談支援の充実とセーフティネット融資の充実

<現状と課題>

- 県では、県、警察、教育委員会、市町村、金融機関、弁護士会、司法書士会などの関係機関・団体等からなる「山形県多重債務者対策協議会」を設立し、相互に連携を取りながら、総合的、効果的な多重債務問題の改善に向け、「借金に関する無料法律相談会」を開催するとともに、同協議会の構成機関・団体においても多重債務に関する相談を行っています。
- 県は、県社協が実施する、他の貸付制度が利用できない低所得世帯等に対して資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」を推進しています。
- 県は、借金問題等に関する悩みなどについての無料相談会等を開催する民間支援団体の取組を支援しています。
- 多重債務問題の改善のためには、引き続き様々な関係者による連携が必要です。

<取組の視点>

- 県は、「山形県多重債務者対策協議会」による協議を継続していきます。
【くらし安心課】
- 県は、必要な方が融資を受けられるよう、引き続き生活福祉資金貸付事業を推進します。【地域福祉推進課】
- 県は、民間支援団体の多重債務の相談窓口設置について継続的に支援し、充実を図っていきます。【地域福祉推進課】

④ 失業者等に対する相談支援の充実

<現状と課題>

- 県は、若年者や生活困窮者を対象に、労働局と連携したワンストップ相談窓口を設置し、就業相談や生活相談、職業紹介等を一体的に行っています。
- 県は、ニートやひきこもり等の若者の職業的自立に向け、山形労働局と連携して地域若者サポートステーションを運営し、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談対応や就労体験等を実施しています。
- 課題を抱えている労働者や求職者が、気軽に相談できる窓口の周知を図るとともに、労働者や求職者が抱えている悩み事や困り事が複雑化、多様化してきており、相談者のニーズに応じた対応が必要です。
- ニートやひきこもりなど職業的自立が困難な若者は様々な問題を抱えており、一人ひとりに対するきめ細かな支援が必要です。

<取組の視点>

- 県は、若年者や生活困窮者を対象に、労働局と連携したワンストップ相談窓口により、相談者の態様に応じたきめ細かな支援を行っていきます。【雇用対策課】
- 県は、地域若者サポートステーションを核とした若者支援機関のネットワークの連携強化を図り、ニートやひきこもり等の若者の職業的自立を支援していきます。【雇用対策課】

⑤ 経営者に対する相談支援の充実

<現状と課題>

- 県は、商工会議所や商工会などの商工支援団体に経営指導員等を配置し、県内の中小企業・小規模事業者が直面する経営課題の解決に向けた取組を支援しています。
- 人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化により、中小企業・小規模事業者は売上減少や後継者不在などの課題に直面しています。こうした課題を抱えている中小企業者に寄り添って課題解決にあたる支援体制の構築が必要です。

<取組の視点>

- 県は、中小企業・小規模事業者の持続的経営や発展のため、商工会議所や商工会連合会に支援員を配置するなど、支援体制を強化します。【中小企業振興課】

⑥ 慢性的な疾患を抱えている患者等に対する相談支援の充実

<現状と課題>

- 長期に渡る療養を必要とする重篤な疾患を抱えている方やその家族等は、身体的な苦しみだけでなく心理的な負担を抱えていると言われており、こうした方々への専門的、心理的なケアが重要です。
- がん診療連携拠点・指定病院は、がん患者及びその家族のがんに対する不安や疑問に適切に対応するための相談窓口として、相談支援センターを設置しています。
- 県は、がん患者やその家族等が医療だけでなく生活や就労など様々な心配事を相談できる「がん総合相談支援センター」を病院外に設置しています。
- 県は、がん患者やその家族の不安を軽減するため、ピア・サポーターを養

成し、ピア・サポートを推進しています。

- 県は、難病患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病患者や家族に対し、医療に関する情報提供、悩みや不安などに対する相談支援、また地域交流活動の促進や就労支援などを行う拠点として、「難病相談支援センター」を設置しています。
- がん患者の生活には療養上様々な困難が生じることから、適切な指導助言を行うため、研修を受けた相談員の配置、相談支援に十分な経験を有する看護師等の医療従事者や患者団体等との連携、心のケアに対する相談支援体制の構築など、相談支援機能の充実・強化を図る必要があります。
- 難病は、疾病の種類が多くその症状が多様であることもあり、社会の認知も十分でなく、他者からの理解が得にくい状況にあります。このため、難病についての情報発信や難病患者の多様な相談に対応しつつ、ニーズに合った支援を行うことが必要です。

<取組の視点>

- 県は、「健康やまがた安心プラン（山形県がん対策推進計画第3次）」を策定し、市町村、関係機関・団体とともにがん対策を推進します。【健康長寿推進課】
- 県は、「がん総合相談支援センター」を中心とする県内のがん相談支援連携体制を整備します。【健康長寿推進課】
- 県は、がん患者の不安や悩みを軽減するため、がん患者・経験者との協働を進め、ピア・サポートを推進します。【健康長寿推進課】
- 県は、「難病相談支援センター」において、難病に関する情報の発信、各種情報提供や相談対応を継続して行います。【障がい福祉課】
- 県は、難病患者等の孤立感、喪失感等の軽減のために、「難病相談支援センター」において、難病患者や家族等を対象にピア・サポーターを養成し、ピア・サポート等の患者交流事業を推進します。【障がい福祉課】

⑦ 法的問題解決のための情報提供の充実

<現状と課題>

- 健康相談や自殺関連相談の背景には、借金、失業、職場トラブル、家庭不和等の法的問題解決を含めた支援が必要な内容がみられることから、県は、相談の中で法的相談窓口について情報提供をしています。
- 各種相談においては、その背景となる要因を考慮し法的問題解決を含めた相談支援ができる窓口の周知が必要です。

<取組の視点>

- 県は、法的問題解決のための民間支援団体等の窓口について相談支援機関等へ情報提供を行うとともに、県民への周知を図ります。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】

⑧ 家族や知人等を含めた支援者への支援

<現状と課題>

- 悩みを抱えている方を支える家族や周囲の人は、見守り支えることの困難感や疲弊感を持つなど、自身も心の健康に大きな影響を受けます。
- 県は、精神障がい者やひきこもり状態にある人等の家族や周囲の人からの個別相談では、悩みを抱えている本人へ適切な対応ができるように、家族等も含めた支援を実施しています。
- 悩みを抱えている方を支援するためには、家族や周囲で支える人が孤立せず相談窓口等に相談できることが必要です。

<取組の視点>

- 県は、悩みを抱えている方の家族等への相談支援、医療や福祉等に関する情報提供の充実を図ります。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、悩みを抱えている方とその家族が安心して生活を送れるよう、研修等の機会を提供するなど、継続的に支援を行っていきます。【各保健所】

(2) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

① うつ病等についての普及啓発の推進

<現状と課題>

- 自殺に至る主な危機経路では、多様かつ複合的な要因からうつ病を発症し、自殺に至ることが多いことが知られています。また、うつ病や精神疾患はその疾患の特性から自殺念慮を持ちやすいため、うつ病等精神疾患や適切な対処法を理解することが大切です。
- うつ病をはじめとした精神疾患に関する正しい知識の普及や精神科診療所（心療内科を含む。）の増加などにより、精神科等を受診する精神疾患患者は増加しています。
- 県では、うつ病患者の家族等に対して、うつ病に関する知識や情報を提供し、また、家族同士の交流の機会などを通して、患者や家族等が安心して生活が送れるよう支援しています。
- うつ病等の精神疾患はできるだけ早くその症状に気づき、正しい対処や治療が速やかになされれば、回復も早く軽症で済む可能性が高いことから、早期発見、早期治療につなげる取組が重要です。

<取組の視点>

- 県は、うつ病をはじめとした精神疾患の早期発見と適切な治療に結びつけるため、自殺対策推進月間等や各種研修等の機会を捉え、県民に対する精神疾患に関する正しい知識の普及啓発・理解の促進を図ります。【障がい福祉課、精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、患者や家族等が安心して療養生活を送れるように、研修等の機会を提供するなど、継続的に支援を行っていきます。【各保健所】

② 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上

<現状と課題>

- 精神科医療については、精神病床を有する 21 病院において入院医療が提供されているほか、総合病院や精神科診療所等において、通院医療が提供されています。
- 県は、県内 4 地域において、医療、保健、福祉等関係機関との連携・情報共有のため、連絡会議等を開催し、地域で必要な対応について協議しています。
- 精神疾患における重症化の防止には、早期発見と適切な治療、患者の状

況に応じた精神科医療の提供が重要ですが、精神科受診への抵抗感から、発病時に「かかりつけ医」などの一般診療科を受診する傾向が見られます。

<取組の視点>

- 県は、精神疾患患者が発病してから精神科を受診するまでの期間の短縮を図るため、一般診療科医師と精神科医師の連携を促進します。【障がい福祉課】
- 県は、医療・保健・福祉関係機関の連携会議を開催するとともに、他の機関が主催する連携会議等へ出席し、地域における連携体制の強化を図ります。【各保健所】

③ かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上（再掲）

<現状と課題>

- 県は、これまで、一般臨床医へのうつ病研修会、産業医うつ病研修会、うつ病診療支援体制事業を実施してきました。
- うつ病や心の不調では睡眠障害、食欲不振などの身体症状が現れることが多く、初めに内科等のかかりつけ医を受診することが多く見られます。
- かかりつけ医と精神科等専門医では、うつ病や精神疾患等の病状や自殺リスク判断によって、診療情報提供や紹介等の連携が推進されています。
- かかりつけ医等の自殺対策への理解の促進と精神科等専門医との連携を更に推進していくことが必要です。

<取組の視点>

- 県は、各医師会、医療機関等と連携し、医療関係機関が実施する自殺対策に関する研修等を支援します。【精神保健福祉センター、各保健所】

④ 精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

<現状と課題>

- うつ病や統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、パーソナリティ障害等の多様な精神疾患（以下「精神疾患等」といいます。）は、自殺の危険因子とされています。
- 県は、精神疾患等を抱えている方及びその家族等に対し、精神科の医師及び保健師等による精神保健福祉相談を実施するとともに、医療機関をはじめ関係機関との連携のもと、必要に応じて家庭訪問による状況把握・支援を行

っています。

- 県は、精神疾患等を抱えている方への適切な支援のため、必要に応じ関係機関が参集し、支援策や連携体制、支援の方向性の検討等を行っています。
- 精神疾患等を抱えている方やその家族等は、生きるうえで複数の問題を抱えているため、専門性を高め精神科医療を含むハイリスク者支援の視点をもった支援が行えるよう、関係職員の資質の向上が必要です。
- 精神疾患等による自殺のリスクが高い方は、病状、家族生活状況等に複雑な背景を抱えているため、適切な精神科医療の提供及び多機関による連携体制の強化が必要です。

<取組の視点>

- 県は、精神疾患等を抱えている方及びその家族等に対し、保健、医療、福祉等の関係機関と連携しながら、相談対応や事例検討、家庭訪問等による適切かつ継続的な支援を行います。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、精神疾患等を抱えている方及びその家族等を支援する関係機関の職員に対し、研修や情報交換等の機会を設け、対応力の向上を図ります。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、精神疾患等を抱えている方及びその家族等が、早期の相談、支援、治療につながるよう、地域における関係機関、団体等と連携し支援体制を強化します。【精神保健福祉センター、各保健所】

① 児童・生徒の自殺対策に資する教育の実施

<現状と課題>

- 県では、子どもたちが「自分の生命や存在をかけがえのないもの」と感じ、他の生命や存在も大切と思えるよう、小中学校や高等学校等において「いのちの教育」を推進しています。また、「いのちの教育」に関する実践事例等を収集し、学校・家庭・地域の連携・協働を意識した実践と普及を進めています。
- 地域の中で子どもを活かす活動、地域資源を活かしながら、子どもも大人も自己有用感を感じられるよう地域における「いのちの教育」を進めていく必要があります。
- SNS を活用した教育相談活動の導入について、今後国の動向も見据えながら研究していく必要があります。

<取組の視点>

- 県は、生命の大切さを学ぶため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラムを改訂し、家庭・地域とのつながりを強化しながら「いのちの教育」を実践します。【義務教育課、高校教育課】
- 県は、これまでのいじめ対策やいじめの未然防止のための取組などに関連づけながら、「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育を推進していきます。【義務教育課、高校教育課】
- 県は、「山形県いじめ防止基本方針」の周知徹底を図っていきます。【義務教育課、高校教育課】

② いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

<現状と課題>

- 県は、山形県いじめ問題対策連絡協議会や山形県いじめ問題審議会を設置し、外部有識者の意見を参考にしながら、関係機関や関係団体との連携を密にし、いじめの実態把握と情報共有を通して、重大事態がおこらないよう、いじめの未然防止に努めています。
- 県は、平成 29 年 8 月に「いじめを許さない、見逃さないためのリーフレット」を作成し、県内の全小中学校へ配布するとともに、教師用の活用の手引きを作成しました。

- 県は、いじめ問題に関する指導者養成研修への参加を通して、教職員の資質の向上につなげています。
- いじめの認知は、より丁寧に児童生徒の様子を見守っている証であり、認知件数が多いことについて肯定的に受け止めています。今後は、未然防止について一層取組を推進していく必要があります。
- 児童生徒の自殺に対する報道について、自殺の報道が他の自殺を誘発したり、周囲の児童生徒に大きな精神的負担を強いる可能性があるため、適切な報道のあり方について報道機関に要請していく必要があります。

<取組の視点>

- 県は、「山形県いじめ防止基本方針」の周知徹底を図っていきます。(再掲)
【義務教育課、高校教育課】
- 県は、今後も定期的に、いじめ問題審議会、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関や関係団体との連携を密にし、いじめの実態把握と情報共有を通して、重大事態がおこらないよう、いじめの未然防止に努めていきます。【義務教育課、高校教育課】

③ 児童・生徒等への支援の充実

<現状と課題>

- 児童生徒の心とからだの健康課題を解決するため、県では「山形県子どもの心とからだの健康プラン」(平成23年2月)を作成し、学校における体制整備や養護教諭等の健康づくりの取組を推進しています。(再掲)
- 県は、メンタルヘルスをはじめ児童生徒の健康づくりを推進するため、教員を対象にした指導者研修会や学校保健に関する研究会を開催しています。(再掲)
- 県は、「24時間子供 SOS ダイヤル」などをはじめ相談窓口を周知するとともに、関係機関との連携を図っています。
- 急激な社会環境の変化により、児童生徒の健康課題は複雑多様化しており、専門家や専門機関の活用、連携の充実等が求められています。(再掲)
- 教育相談で知り得た情報について、緊急性が高いと判断した場合、関係機関との連携が必要ですが、真偽の確認や、個人のプライバシーへの十分な配慮といった慎重な対応が求められています。

<取組の視点>

- 県は、児童生徒の心身の健康づくり及び健康課題解決のため養護教諭等を

対象にした研修会を開催し、学校における取組の充実を図ります。(再掲)

【スポーツ保健課】

- 県は、健康課題に関する協議会や学校への専門家派遣などにより、学校と関係機関が連携した児童生徒の健康づくりを推進します。(再掲)【スポーツ保健課】
- 県は、「24時間子供 SOS ダイアル」などをはじめ様々な相談窓口があることの周知を図りながら、児童生徒にとって身近な大人である、家庭や学校に相談しやすい体制を整備していきます。【義務教育課、高校教育課】

④ 学校における事後対応の促進

<現状と課題>

- 県では、学校等において自殺や自殺未遂があった場合の事後対応について、状況に応じた丁寧かつ適切な対応に努めています。
- 県は、平成 29 年 11 月に改定した「山形県いじめ防止基本方針」を踏まえ、重大事態への対応について、周知徹底を図るとともに、各市町村や各学校における基本方針の整備を進めています。
- 事後対応については、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得ながら、児童生徒の心のケアに努めていますが、インターネット等の憶測による書き込みなどで事態を混乱させることのないようにする難しさがあります。

<取組の視点>

- 県は、事後において様々な対応を行うにあたって、家族等に対し、十分な説明を行うだけでなく、その後の公表の方向性などについても事前に示すなど、意見交換を行いながら進めていきます。【義務教育課、高校教育課】
- 県は、面談や普段の言動などから児童生徒の様子を丁寧に見取るとともに、家庭や関係機関と連携し、組織的な対応を図ります。【義務教育課、高校教育課】
- 県は、児童生徒、教職員の心と身体の健康について、アンケートや面談等で確認し、状況に応じてスクールカウンセラー等の協力を得ながら、学校全体でケアに努めていきます。【義務教育課、高校教育課】

⑤ SOS の出し方に関する教育の推進

<現状と課題>

- 県では、子どもたちが「自分の生命や存在をかけがえのないもの」と感じ、他の生命や存在も大切と思えるよう、小中学校や高等学校等において「いのちの教育」を推進しています。また、「いのちの教育」に関する実践事例等を収集し、学校・家庭・地域の連携・協働を意識した実践と普及を進めています。(再掲)
- 地域の中で子どもを活かす活動、地域資源を活かしながら、子どもも大人も自己有用感を感じられるよう地域における「いのちの教育」を進めていく必要があります。(再掲)
- 困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けを求めたり、周囲の大人が SOS に気づき適切な対応ができるよう、具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育が必要です。

<取組の視点>

- 県は、これまでのいじめ対策やいじめの未然防止のための取組などに関連づけながら、「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進していきます。(再掲)【義務教育課、高校教育課】
- 県は、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けを求めたり、周囲の大人が SOS に気づき適切な対応ができるよう、児童生徒の居場所づくりや話しやすい環境づくりとともに、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方を身に付ける等のための教育を推進していきます。【義務教育課・高校教育課】

⑥ 学校における性的マイノリティへの支援の充実

<現状と課題>

- 県は、教育相談員等研修会を開催し、性的マイノリティの理解に関する研修会を実施しています。
- 県は、「いじめ防止基本方針」において、性的マイノリティに対して、学校として日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行い、偏見などからいじめ等につながることをないよう明記しています。
- 各学校における多目的トイレ等の整備や教育相談活動の一層の充実を図る必要があります。

<取組の視点>

- 県は、教職員の性的マイノリティに対する正しい理解を促進します。【義務教育課・高校教育課】

⑦ 子どもへの支援の充実

<現状と課題>

- 本県において児童虐待と認定された件数は平成 16 年度以降 200 件を超える件数で推移しています。平成 24 年度以降は、警察からの通告件数の増加のほか、悲惨な児童虐待事件の報道等を通じた県民の児童虐待に対する関心の高まりにより、通告が増え、認定件数も多くなっています。
- 虐待など様々な事情により家庭で生活できず児童養護施設等に入所している子どもたちの中には、心に深い傷を抱え、人への不信感を抱えており、施設等を退所後に人との付き合い方に悩み、離転職を繰り返す者、帰る家もなく頼れる大人もなく孤立感を深める者などもあります。
- 県では、児童相談所や市町村において、児童虐待等に関する相談を受けて対応しています。また、必要に応じて、児童福祉司等が調査等を行い、児童等への支援・指導などを行っています。
- 県は、児童養護施設等を退所し、就職又は進学した者に対し、一定期間、家賃及び生活費の貸付を行うことにより、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援しています。

<取組の視点>

- 県は、児童相談所の体制強化を図るために、専門職として福祉・心理職を積極的に採用し、専門性の向上のため児童福祉司任用後研修等を行います。
【子ども家庭課】
- 県は、市町村の対応力強化を図るために、児童相談所の専門職員による技術的支援や、市町村の要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等を実施します。【子ども家庭課】
- 県は、児童養護施設等退所者の自立を支援し、離職や孤立を防げるよう貸付事業を推進します。【子ども家庭課】

⑧ 若者への支援の充実

<現状と課題>

- 県は、電話や対面相談に抵抗がある若者の相談の機会を確保するために、

心の健康に関するインターネット相談を実施しています。

- 県は、民間支援団体における生徒や学生など若者同士の相談支援体制（ピア・サポート体制）づくりを支援しています。（再掲）
- 県は、不登校やひきこもり、ニートなど社会生活を営む上で困難を有する若者が地域で安心して生活できる体制を構築するため、NPOとの協働により「若者相談支援拠点」を県内6か所に設置し、安心して過ごすことのできる居場所支援、学び直しのための学習支援、同じような悩みを持つ家族が参加する学習会などを行う家族支援、自宅から出ることが難しい方への訪問支援などを行なっています。
- 県は、ニートやひきこもり等の若者の職業的自立に向け、山形労働局と連携して地域若者サポートステーションを運営し、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談対応や就労体験等を実施しています。（再掲）
- 社会生活を営む上で困難を有する若者は、家庭内で悩みを抱え込みやすく、支援機関等に相談していない場合は、地域で孤立するリスクが高くなっています。また、問題が深刻化するとその状態が長期化してしまうことがあるため、早期の相談を促進する必要があります。
- 思春期、青年期において精神的に問題を抱えている方や、社会生活に参加する上で困難を抱えている若者に対して、地域の関係機関が連携し、早期の相談、支援につなげることが必要です。

<取組の視点>

- 県は、心の健康に関するインターネット相談について広く周知し、悩みを抱えている方を適切な支援窓口につなげていきます。【精神保健福祉センター】
- 県は、関係機関や民間支援団体と連携し、生徒や学生など若者同士の相談支援体制（ピア・サポート体制）づくりを支援します。（再掲）【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】
- 県は、民生委員・児童委員と連携して、ひきこもり等社会参加に困難を有する方についての実態調査を行います。【若者活躍・男女共同参画課】
- 県は、早期に支援につなげられる環境をつくるため、困難を有する若者を取り巻く問題などについて広く啓発するとともに、引き続き「若者相談支援拠点」を始めとした相談機関の周知・広報に努めます。【若者活躍・男女共同参画課】
- 県は、地域若者サポートステーションを核とした若者支援機関のネットワークの連携強化を図り、ニートやひきこもり等の若者の職業的自立を支援していきます。（再掲）【雇用対策課】

⑨ インターネット上の自殺関連情報対策や自殺予告事案への対応

<現状と課題>

- 近年、インターネットやSNSの普及により、得たい情報を容易に検索することができる一方、自殺をほのめかしたり自殺関連の検索をすることも容易な状況にあります。
- 県は、インターネット上の有害と認められる自殺関連情報については、サイト管理者等に削除依頼を行っています。
- 県は、インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護のための迅速適切な対応を行っています。
- 県は、全公立高校を対象に掲示板、ツイッター等のネット上に不適切な記載がないか、委託業者を通してパトロールを実施しています。

<取組の視点>

- 警察庁の指導に基づき、全国の警察が一律に実施している施策であり、県は、こうした指導に基づき、継続して適切に対処していきます。【警察本部】
- 県は、引き続き、全公立高校を対象に掲示板、ツイッター等のネット上に不適切な記載がないか、委託業者を通してパトロールを実施します。【高校教育課】

① 長時間労働の是正

<現状と課題>

- 県では、男性も女性も共にいきいきと働くことができる職場環境づくりを目指し、県内の企業・団体でのワーク・ライフ・バランス実現に向けた機運醸成やワーク・ライフ・バランスに対する企業経営者等の理解促進を目的とした意識改革セミナーなどを実施しています。
- 県は、専門家（社会保険労務士）を配置した労働相談窓口を設置し、労働全般の相談に応じ、解決に向けた助言を行うことで早期解決を図っています。
- 県は、働き方改革推進アドバイザーを企業に派遣し、働き方改革に関わる制度等の紹介、啓発を行っています。
- 労働力人口が減少している中、県内の経済活動を維持・発展していくためには、女性や高齢者など誰もが働き続けられる環境整備が必要です。また、家族形態が変容する中、これまで家族が担ってきた子育てや介護などについては、地域社会全体で支え合い、助け合える社会をつくるのが大切です。
- そのためには、性別による固定的な役割分担意識の解消や、男性も女性も共にいきいきと働きながらあらゆる分野で能力を発揮できる環境を整備することが必要となっています。
- 労働環境や就業形態が多様化していることから、労働問題もより複雑で高度なものになっています。労働者が気軽に相談できる身近な窓口として、労働相談窓口の周知を図っていく必要があります。
- 労働者の仕事と生活の調和の実現に向けて、更なる働き方改革の推進が重要となっています。

<取組の視点>

- 県は、男性中心型の労働慣行を見直し、長時間労働削減等による働き方改革を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの概念や必要性を浸透させるための普及啓発を行っています。【若者活躍・男女共同参画課】
- 県は、長時間労働を見直すことにより、男性の家事・育児・介護への参画を促進し、家庭内での男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備に積極的に取り組む企業等と連携し、社会的な機運を醸成していきます。【若者活躍・男女共同参画課】
- 県は、よりよい労使関係を築くために、専門家を配置した労働相談窓口を引き続き設置し、労働問題の早期解決を図っていきます。【雇用対策課】
- 県は、働き方改革推進アドバイザーを企業に派遣し、働き方改革について

企業のニーズに応じたきめ細かい助言を行っていきます。【雇用対策課】

② 職場や地域における心の健康づくり推進体制の整備（再掲）

<現状と課題>

- 県は、心の健康づくりについて広く普及啓発するために、職場や学校、地域などで心の健康に関する研修等を実施するとともに、各種広報活動を行っています。
- 県は、心の健康相談窓口として、電話や面談での相談等を行っています。
- 市町村の保健担当や地域産業保健センター等は、健康に関する身近な相談窓口であり、その活動は県民の心の健康についての気づきの機会となります。県は、これらの相談支援関係者に対し、啓発や相談事業等を行う上で必要な心の健康及び精神疾患の正しい知識と対応方法等について各種研修を実施しています。
- 心の健康の保持増進、精神疾患の早期発見と早期受診のためには、相談支援関係者が正しい知識を習得して適切な対応を行えるよう資質の向上を図る必要があります。

<取組の視点>

- 県は、引き続き、職場や地域など様々な場所で、心の健康づくりについて正しい知識の普及啓発を図ります。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、地域保健等職員の支援技術の向上を図り、関係機関同士の連携を促進するため、具体的な事例への対応方法について検討する機会を提供します。【各保健所】
- 県は、精神疾患の早期発見と精神科による早期治療に結びつけるために、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発をさらに推進します。【各保健所】
- 県は、民間支援団体が行う、企業向けの心の健康づくりに関する研修やストレスチェック実施後の対応方法などについて職場の健康管理担当者向けの個別相談を支援します。【地域福祉推進課】

③ 失業者等に対する相談支援の充実（再掲）

<現状と課題>

- 県は、若年者や生活困窮者を対象に、労働局と連携したワンストップ相談窓口を設置し、就業相談や生活相談、職業紹介等を一体的に行っています。
- 県は、ニートやひきこもり等の若者の職業的自立に向け、山形労働局と連

携して地域若者サポートステーションを運営し、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談対応や就労体験等を実施しています。

- 課題を抱えている労働者や求職者が、気軽に相談できる窓口の周知を図るとともに、労働者や求職者が抱えている悩み事や困り事が複雑化、多様化してきており、相談者のニーズに応じた対応が必要です。
- ニートやひきこもりなど職業的自立が困難な若者は様々な問題を抱えており、一人ひとりに対するきめ細かな支援が必要です。

<取組の視点>

- 県は、若年者や生活困窮者を対象に、労働局と連携したワンストップ相談窓口により、相談者の態様に応じたきめ細かな支援を行っていきます。【雇用対策課】
- 県は、地域若者サポートステーションを核とした若者支援機関のネットワークの連携強化を図り、ニートやひきこもり等の若者の職業的自立を支援していきます。【雇用対策課】

④ 経営者に対する相談支援の充実（再掲）

<現状と課題>

- 県は、商工会議所や商工会などの商工支援団体に経営指導員等を配置し、県内の中小企業・小規模事業者が直面する経営課題の解決に向けた取組を支援しています。
- 人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化により、中小企業・小規模事業者は売上減少や後継者不在などの課題に直面しています。こうした課題を抱えている中小企業者に寄り添って課題解決にあたる支援体制の構築が必要です。

<取組の視点>

- 県は、中小企業・小規模事業者の持続的経営や発展のため、商工会議所や商工会連合会に支援員を配置するなど、支援体制を強化します。【中小企業振興課】

① 居場所づくりとの連動による支援

<現状と課題>

- 高齢者は、加齢に伴う体力の低下などの身体的要因や活動意欲の低下などの心理的要因、人とのかかわりなどの社会・環境要因等により、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいという特有の課題を抱えており、地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業や孤立・孤独を防ぐための取組が重要です。
- 一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、日常生活上の支援や見守り体制の充実・強化及び多様な主体による生活支援サービスの充実が求められています。
- 市町村での地域住民が主体となる生活支援サービスの数は、今後増加する高齢者等に対する見守り・生活支援の受け皿としては不足しており、多様なニーズに応えるだけのサービスが整っていません。
- 特に、移動手段が確保できない高齢者が通いの場へ参加できない場合があること、また、そのような方に対する見守り等のニーズが増加していますが、それに対応する担い手が少ない状況です。
- 県は、平成 27 年度から 28 年度に、空き家等の既存の建物を活用し、高齢者自身が担い手として生活支援サービスや介護予防活動などを行う拠点を立ち上げるモデル事業を実施し、その取組の普及を進めています。
- 県は、元気な高齢者等を対象とした生活支援の担い手を養成するため、習熟度に応じた研修会を開催し、担い手の創出に取り組んでいます。
- 県では、民間支援団体等における、高齢者サロンなど交流の場を活用した「心の健康づくり」を支援しています。

<取組の視点>

- 県は、住民主体の見守り・生活支援の受け皿の創出のため、福祉型小さな拠点づくり事業を実施し、県内での受け皿の確保を推進します。【健康長寿推進課】
- 県は、地域の課題の解決に向けた取組を実践する担い手の確保を目的に、生活支援の担い手養成講座を実施します。【健康長寿推進課】
- 県は、民間支援団体等と連携し、高齢者サロンなど交流の場を活用した「心の健康づくり」を推進します。【地域福祉推進課】

② 介護者への支援の充実

<現状と課題>

- 県は、財産・金銭管理、事故・賠償、成年後見制度など、法律に関わる専門的な相談に対応するため、「山形県地域包括ケア総合推進センター」において無料の移動法律相談を実施しています。
- 今後も高齢者の増加に伴い、法律に関わる専門的な相談の需要が増えることが予想されます。
- 県は、認知症相談・交流拠点「さくらんぼカフェ」を開設し、認知症の人やその家族からの電話や面談による個別の相談対応や、介護者同士が情報交換できる交流機会を提供しています。
- 介護者がストレスを抱えている場合、認知症の方と介護者の関係性によっては、認知症の症状に悪影響を及ぼし、さらに介護負担を重くするという悪循環に陥ることが少なくありません。
- 単身や夫婦のみの高齢者世帯が増える一方、認知症の人と家族にやさしい地域をつくっていくためには、社会資源である様々な人材、機関等の協力を得て、地域による支援体制を構築していく必要があります。

<取組の視点>

- 県は、法律的専門性が高く、市町村や地域包括支援センターでは直接相談を受けることが困難な相談を受けるため、無料の移動法律相談を継続実施します。【健康長寿推進課】
- 県は、認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現のため、「山形県認知症施策推進行動計画」に基づき、認知症の人やその家族の視点を重視しながら具体的な施策を推進します。【健康長寿推進課】
- 県は、「さくらんぼカフェ」を拠点に、広報誌の作成、参加型イベント、情報交換会、出張交流会等の重層的な取組を実施することで、県内各地の認知症カフェに対する支援と更なる普及拡大を図ります。【健康長寿推進課】
- 県は、認知症グループホームを始めとする介護事業所が、その経験や知識・人材等を活かし、各地域において認知症高齢者の見守りや認知症ケアの拠点として機能するための取組を県内に普及します。【健康長寿推進課】

③ 介護支援専門員等に対する研修の実施（再掲）

<現状と課題>

- 平成 28 年に実施した高齢者自殺予防に関するアンケートでは、回答した地域包括支援センター職員の約 7 割が、支援対象者やその家族から自殺を連想させる言葉を聞いたことがあるとしています。
- 介護保険サービス利用者については、介護支援専門員等への相談や定期的なモニタリング時に心の健康についても気づきの機会になります。県は、これらの相談支援関係者に対し、啓発や相談事業等を行う上で必要な心の健康及び精神疾患の正しい知識と対応方法等について各種研修を実施しています。
- 高齢者の相談支援に携わる介護支援専門員や介護福祉士、訪問看護師等（以下「高齢者関係機関等の職員」といいます。）が、自殺関連事象について正しい知識を持ち、相談援助等の活動を行う中で、自殺のリスクがある対象者を早期に発見し、専門機関につなぎ、必要な支援を受けられるようにすることが必要です。
- 平成 29 年の社会福祉法の改正により、地域包括支援センターでは、分野を超えた地域生活課題について相談対応することが求められ、また、介護福祉分野に限らず、幅広い分野の関係機関との連携が必要となり、職員一人ひとりの知識、相談対応力の更なる向上が求められています。

<取組の視点>

- 県は、高齢者関係機関等の職員に対し、様々な研修機会を通して、自殺対策や心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、自殺の発生リスクに早期に対応できるよう、必要な基礎的知識の習得を支援します。【健康長寿推進課、精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、地域包括支援センター職員の資質の向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込み、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施します。【健康長寿推進課】

④ 民生委員・児童委員等に対する研修の実施（再掲）

<現状と課題>

- 県は、住民に最も身近な相談役として活動している民生委員・児童委員等に対し、社会福祉制度への理解を深めるとともに相談援助活動等を行う上で必要な知識・技能の習得を図るため、各種研修を実施しています。
- 多様化する福祉ニーズや、変化が著しい福祉制度の動きを踏まえ、民生委員・児童委員等の資質の向上を図る必要があります。

<取組の視点>

- 県は、民生委員・児童委員等に対し、心のサポーター研修を実施し、相談援助活動の中で早期に住民の変化に気づき、専門機関へつなげることができる知識・技能の習得を支援します。【地域福祉推進課、各保健所】

(6) 自殺未遂者への支援

① 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

<現状と課題>

- 平成 28 年の自殺者のうち自殺未遂歴がある人の割合は 18.3%です。自殺未遂者はその後の自殺の危険性が高いことが知られており、県では、警察本部と協力し自殺未遂者支援事業を実施しています。
- 県では、自殺未遂者など自殺企図のおそれのある患者のうち、身体症状が軽症の場合と救急医療施設での処置を受けたのちに精神科の医師による診療が必要な場合は、精神科救急医療施設等に搬送又は転送するよう、消防や医療機関と連携した搬送・受入体制を構築しています。
- 県は、精神科医療機関、警察、消防、市町村担当職員等が参集し、自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する取組や事例を共有するとともに、行政や関係機関の役割、連携方法について協議しています。
- 自殺未遂者は自殺企図直後の複雑な心境や地域生活を営む上での様々な問題を抱えているため、多岐にわたる専門的な支援が必要であり、本人及び家族の相談支援に携わる職員の資質の向上と、医療、警察、相談支援機関等の更なる連携強化が必要です。
- 自殺未遂者や家族等が積極的に相談を望まない場合、関係機関での情報共有が難しくなり、適切な支援が行えないことが危惧されます。

<取組の視点>

- 県は、自殺未遂事案については、対応した警察官が自殺未遂者等に自殺未遂者相談支援事業を紹介し、同意を得た自殺未遂者の情報を保健所に提供するとともに、自殺企図直後は、相談支援を希望していなかった場合でも、後日、相談することができるよう支援します。【警察本部】
- 県は、警察署から情報提供を受けた自殺未遂者やその家族の相談に応じ、抱えている悩みに応じ専門の相談機関を紹介するとともに、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りを支援します。また、警察署、市町村、社会福祉協議会及びその他相談支援機関等の関係機関の協力のもと、自殺未遂者の状況に応じた地域単位の見守りを推進します。【各保健所】
- 県は、自殺未遂者への包括的支援を推進するために、医療機関や警察、救急、地域の関係機関との連携強化を図ります。【精神保健福祉センター、各保健所】

(7) 遺された人への支援

① 遺族等に対する支援の充実

<現状と課題>

- 自死で大切な人を亡くした遺族等は、突然の生活変化やショックにより、心理的・社会的に大きな影響を受けます。ひとりの自殺者に対し、その周りにいる5人～10人が影響を受けるといわれ、その影響は長期にわたり続くことがあります。
- 遺族等は、自殺への偏見や誤解などから、心の苦しみを誰にも話すことができず孤立しやすく、うつ病などを発症する可能性もあります。
- 県では、自死遺族相談や自死遺族の集いを開催し、相談や分かち合いにより遺族等が死別による悲嘆に向き合い回復するための支援を行っています。
- 遺族等の心理的影響や苦痛を和らげ回復を図るために、相談支援の充実と同じ立場の遺族等が安心して語れる分かち合いの場を引き続き提供するとともに、こうした支援について、広く周知を図ることが必要です。

<取組の視点>

- 県は、自死遺族の分かち合いの場や相談支援は遺族等が死別による悲嘆と向き合い回復の道を歩むために重要な役割を果たすという認識のもと、自死遺族相談や集いを継続していきます。【精神保健福祉センター、各保健所】

② 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上（再掲）

<現状と課題>

- 県は、自殺対策推進月間等の機会を捉え、警察官に対し、自殺対策の啓発、自殺未遂者相談支援事業の啓発を行っています。
- 自殺事案が生じた場合、警察官は、遺族や友人等（以下「遺族等」といいます。）と接し、生前の生活状況、自殺に至る原因・動機等について話を聞きます。また、相談窓口には遺族等から故人の死により生じた様々な問題について相談が寄せられる可能性があります。
- 遺族等は、大切な人の突然の死で、混乱、拒絶、罪悪感など様々な思いや感情を抱き、周囲の人たちの言葉や態度によっては、さらに傷つく（二次被害の）おそれがあり、これを防ぐ必要があります。

<取組の視点>

- 県は、県内の消防機関や警察機関において、遺族等から相談を受けたときに、遺族等の意向を踏まえた適切な相談窓口を紹介することができるよう、職員に対し自殺の現状や自殺対策などに関する知識の普及を図ります。
【危機管理課、警察本部】
- 県は、遺族等に二次被害を与えることがないように、警察官に対し、遺族等と接する場合に必要な知識や対応方法等の普及促進を図ります。【警察本部】

③ 遺児等への支援の充実

<現状と課題>

- 自死で大切な人を亡くした遺児等は、一見元気そうに見えることも多く、その支援は見逃されがちです。成長過程にある遺児にとって、適切なかわりの中で安定した自尊感情を育てることが大切です。
- 県では、児童相談所が社会的養護が必要な児童についての相談に応じ、また、必要に応じ里親委託や児童養護施設入所等の措置を行っています。
- 遺児等には、ありのままの自分が受け入れられ集えるような場や、周囲の適切で十分な支え、同じような体験をした仲間との交流の機会が不足しています。

<取組の視点>

- 県は、関係機関と連携協力し、遺児等の分かち合いの場などの情報提供や、遺児等への相談体制の充実を図ります。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、家庭において養育ができない社会的養護が必要な児童については、家庭と同様の養育環境である里親委託を推進します。【児童相談所】
- 県は、遺児等に対し、学校で丁寧な面談等を行いながら心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラーや外部専門家等の協力を得ながら、心理的、福祉的な側面からケアを行っていきます。【義務教育課、高校教育課】

(8) 社会全体の自殺リスクを低下させる

① ICT を活用した自殺対策の強化

<現状と課題>

- 県では、電話や対面相談に抵抗がある方などにも広く相談の機会を提供するために、心の健康に関するインターネット相談を実施しています。
- 県では、ホームページ等を活用し、自殺や自殺関連事象、自殺対策に関する情報などを発信しています。
- 心の健康に関するインターネット相談や、各種支援策などの情報について、広く各年代層に周知することが必要です。
- インターネット相談は、相談者側からの情報が制約されることや個人情報の保護の観点から、その特性を十分理解した上で対応する必要があります。

<取組の視点>

- 県は、心の健康相談に関するインターネット相談について、広く周知し、悩みを抱えている方を適切な支援窓口につなげていきます。(再掲)【精神保健福祉センター】
- 県は、インターネット相談にあたる職員の資質の向上を図ります。【精神保健福祉センター】
- 県は、支援を必要としている方が容易に相談窓口等の情報を得ることができるよう、様々な媒体を活用した情報発信に取り組みます。【地域福祉推進課】

② インターネット上の自殺関連情報対策や自殺予告事案への対応 (再掲)

<現状と課題>

- 近年、インターネットやSNSの普及により、得たい情報を容易に検索することができる一方、自殺をほのめかしたり自殺関連の検索をすることも容易な状況にあります。
- 県は、インターネット上の有害と認められる自殺関連情報については、サイト管理者等に削除依頼を行っています。
- 県は、インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護のための迅速適切な対応を行っています。
- 県は、全公立高校を対象に掲示板、ツイッター等のネット上に不適切な記載がないか、委託業者を通してパトロールを実施しています。

<取組の視点>

- 警察庁の指導に基づき、全国の警察が一律に実施している施策であり、県は、こうした指導に基づき、継続して適切に対処していきます。【警察本部】
- 県は、引き続き、全公立高校を対象に掲示板、ツイッター等のネット上に不適切な記載がないか、委託業者を通してパトロールを実施します。【高校教育課】

③ ひきこもりへの支援の充実

<現状と課題>

- 県は、ひきこもりに特化した第一次相談窓口「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり本人や家族等から電話、来所にて相談を受け、本人の状態やニーズに応じた適切な支援機関・団体（医療・保健・教育・労働・福祉等）で直接的な支援を得られるよう橋渡しを行うとともに、関係機関等とのネットワーク構築を図るため、「ひきこもり地域支援関係機関連絡会議」等を実施しています。
- 県は、不登校やひきこもり、ニートなど社会生活を営む上で困難を有する若者が地域で安心して生活できる体制を構築するため、NPOとの協働により「若者相談支援拠点」を県内6か所に設置し、安心して過ごすことのできる居場所支援、学び直しのための学習支援、同じような悩みを持つ家族が参加する学習会などを行う家族支援、自宅から出ることが難しい方への訪問支援などを行なっています。（再掲）
- 県は、ひきこもり状態にある人を抱えている家族を対象に、知識や支援方法を習得してもらうための学習会や家族同士の情報交換の機会の提供、状況に応じた効果的な関わり方などの個別相談を行っています。
- 複雑な背景、問題が重複しているなど、ケースは多種多様であり、ひきこもりの長期化、高齢化も問題となっていることから、それに対応する支援策の確立や様々なケースに対応できる知識や経験を有した支援者を育成、確保し、かつ迅速に適切な支援を受けられるよう支援者同士の連携強化を図る必要があります。

<取組の視点>

- 県は、「ひきこもり地域支援センター」において、本人や家族に対するきめ細かな相談支援を継続的に行うとともに、各関係機関と協力・連携を図りながら、本人等の状況に応じた適切な支援方法を検討しています。【精神保健福祉センター】

- 県は、ひきこもり支援コーディネーターの人材確保、資質の向上を図ります。【精神保健福祉センター】
- 県は、支援者のスキルアップと連携の強化を目的とした「ひきこもり相談支援者専門研修」を開催し、県全体における支援者の人材育成・確保を図るとともに、研修等を通じた支援者同士の連携強化に努めます。【障がい福祉課、各保健所】
- 県は、精神科の医師、保健師等による精神保健福祉相談を実施し、ひきこもり等も含め幅広く相談に応じるとともに、相談支援機関に対し、実践的にひきこもり支援を行えるよう、研修を実施し、相談窓口の充実と関係職員の実践力の向上を図ります。【各保健所】
- 県は、民生委員・児童委員と連携して、ひきこもり等社会参加に困難を有する方についての実態調査を行います。(再掲)【若者活躍・男女共同参画課】
- 県は、早期に支援につなげられる環境をつくるため、困難を有する若者を取り巻く問題などについて広く啓発するとともに、引き続き「若者相談支援拠点」を始めとした相談機関の周知・広報に努めます。(再掲)【若者活躍・男女共同参画課】

④ 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

<現状と課題>

- 本県において児童虐待と認定された件数は平成16年度以降200件を超える件数で推移しています。平成24年度以降は、警察からの通告件数の増加のほか、悲惨な児童虐待事件の報道等を通じた県民の児童虐待に対する関心の高まりにより、通告が増え、認定件数も多くなっています。(再掲)
- 県では、児童相談所や市町村において、児童虐待等に関する相談を受けて対応しています。また、必要に応じて、児童福祉司等が調査等を行い、児童等への支援・指導のほか、児童の一時保護や児童養護施設等への入所措置を行います。
- 県は、性犯罪・性暴力被害者を支援する「やまがた性暴力被害者サポートセンター(べにサポやまがた)」を設置し、被害者に寄り添った相談対応や医療的支援・精神的支援等を行っています。
- 「やまがた性暴力被害者サポートセンター」は、性暴力・性犯罪に関する専門的な知見を有する女性の相談員や付添支援員を配置し、被害者の心情に配慮しながら複雑・多様化する相談に適切に対応するために、警察や医師会、弁護士会等の関係機関と連携した研修等を実施しスキルアップを図っています。

- どこにも相談できず性被害が潜在化している実態がある一方、刑法改正により男性も強制性交等罪の被害者となり得るなど、今後「やまがた性暴力被害者サポートセンター」に寄せられる相談が増加することが予想されることから、性被害者が安心して相談できるセンターの存在や受けられる支援の内容を全ての県民に周知するために、センターが提供する支援内容等の広報・啓発活動を効果的に展開していくことが必要です。
- 相談者に必要な支援をワンストップで提供するため、「やまがた性暴力被害者サポートセンター」の相談員や付添支援員のスキルアップを図るとともに、警察や医療機関等の関係機関との連携をより一層充実する必要があります。

<取組の視点>

- 県は、児童相談所の体制強化を図るために、専門職として福祉・心理職を積極的に採用し、専門性の向上のため児童福祉司任用後研修等を行います。
〔再掲〕【子ども家庭課】
- 県は、市町村の対応力強化を図るために、児童相談所の専門職員による技術的支援や、市町村の要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等を実施します。（再掲）【子ども家庭課】
- 県は、あらゆる機会を通じ、「やまがた性暴力被害者サポートセンター」の周知を図り、県民全員で被害者を支える社会の実現を目指します。【くらし安心課】
- 県は、被害者に対する適切な支援につなげるため、相談員や付添支援員に対する各種研修等を充実し、より一層のスキルアップや関係機関との連携を図り、「やまがた性暴力被害者サポートセンター」の機能の充実を図ります。
【くらし安心課】

⑤ 生活困窮者への支援の充実

重点施策2

<現状と課題>

- 生活困窮者はその背景として、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的な孤立などから自殺リスクが高いと考えられます。
- 保健所では、生活困窮者自立支援センター主催の会議や生活困窮者支援担当課主催会議へ出席し、支援状況を情報共有するとともに、精神保健福祉に関する助言等を行っています。

- 県では、生活困窮者が抱えている多様で複合的な相談を包括的に受け止め、自立に向けて必要な支援やサービスに結びつける「自立相談支援事業」について、町村部を担う県（4総合支庁）と13の市で取り組んでいます。
- 加えて、任意事業として、「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」及び「子どもの学習支援事業」の実施についても、県で実施しているほか、取り組む市も年々増えてきています。
- 県は、若年者や生活困窮者を対象に、労働局と連携したワンストップ相談窓口を設置し、就業相談や生活相談、職業紹介等を一体的に行っています。（再掲）
- 県は、ニートやひきこもり等の若者の職業的自立に向け、山形労働局と連携して地域若者サポートステーションを運営し、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談対応や就労体験等を実施しています。（再掲）
- 県は、県社協が実施する、他の貸付制度が利用できない低所得世帯等に対して資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」を推進しています。（再掲）
- 県内各地域で必要な支援が受けられるよう、任意事業の実施について、地域的な偏りを解消する必要があります。
- 相談者が抱えている複合的な課題に対する包括的な支援に向け、福祉、雇用、子育て、教育、くらしなどの庁内外の関係機関との連携を図る必要があります。
- ニートやひきこもりなど職業的自立が困難な若者は様々な問題を抱えており、一人ひとりに対するきめ細かな支援が必要です。（再掲）

<取組の視点>

- 県は、県内における就労準備支援事業や子どもの学習支援事業など任意事業の未実施地域の解消を図るため、町村部を担う県と市が一体的に実施するなど、市の取組を後押ししながら、任意事業の実施地域の拡大を図っていきます。【地域福祉推進課】
- 町村部を担う県では、関係機関が定期的に参集し、相互の情報の共有が必要なケースについて、的確に把握する場を設け、自立相談支援機関（生活自立支援センターの相談窓口）に確実につなぎます。【地域福祉推進課】
- 県は、複合的な課題を抱えている生活困窮者の相談機関職員等が、自殺リスクが高い方を早期に発見し、適切な相談窓口につなげることができるよう、知識・技能の習得を図るとともに、連携を強化します。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、若年者や生活困窮者を対象に、労働局と連携したワンストップ相談窓口により、相談者の態様に応じたきめ細かな支援を行っていきます。（再

掲)【雇用対策課】

- 県は、地域若者サポートステーションを核とした若者支援機関のネットワークの連携強化を図り、ニートやひきこもり等の若者の職業的自立を支援していきます。(再掲)【雇用対策課】
- 県は、必要な方が融資を受けられるよう、引き続き生活福祉資金貸付事業を推進します。(再掲)【地域福祉推進課】

⑥ ひとり親家庭に対する支援の充実

<現状と課題>

- 県は、「ひとり親家庭応援センター」を設置運営し、専門の相談員が生活や子育て、就業などの様々な相談にワンストップで対応するとともに、各種支援制度に関する情報の提供や他の支援機関などへの橋渡しを行っています。
- ひとり親家庭は、生活や子育て、就労、健康面など、様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の親等が気軽に相談できるよう、積極的な周知、情報発信を行うとともに、必要に応じて専門の相談機関に適切につなぐ相談・支援体制の充実が必要です。

<取組の視点>

- 県は、「山形県ひとり親家庭自立促進計画(第三次)」に基づき、ひとり親家庭が安定した生活を得て、安心して子育てができるよう、その安定と自立を促進します。【子ども家庭課】

⑦ 妊産婦への支援の充実

<現状と課題>

- 本県における三世帯同居世帯の割合は、次第に低下し、核家族化が進行しています。世帯の人数が減少することで、家庭内で子育てに関して相談、支援できなくなるなど、子育てが孤立してきているため、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援に結びつける必要があります。
- 県は、市町村が実施する妊娠期や出産後間もない時期の家庭や、虐待のおそれのある家庭への相談支援等を行う養育支援訪問事業に要する費用を補助しています。
- 県は、市町村が実施する生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行う乳児家庭全戸訪問事業に要す

る費用を補助しています。

- 妊娠、出産、子育てに対する不安軽減を図るため、市町村が妊産婦や子育て家庭等を対象に相談支援を行う拠点「子育て世代包括支援センター」を設置するなど、安心して子どもを産み育てやすい環境を整備することが必要です。
- 県は、市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」において、妊娠、出産、子育てに関する相談支援を行う「母子保健コーディネーター」の人材養成研修会を開催し、相談支援の技術力向上を図るとともに、「子育て世代包括支援センター」の設置を促進しています。
- 産後は、授乳や母親の心身の不調の心配が重なり、産後うつ等に陥りやすい時期であることから、県では、産婦健康診査において母親の心身の健康状態を早期に把握し、支援が必要な産婦に対して授乳方法の指導や母体のケア等の産後ケアを受けられる体制の整備を促進しています。
- 県は、母子保健に関する研修等を実施し、相談支援に従事する者の対応力向上を図るとともに、市町村や医療機関等との連絡会議を開催し、関係機関の連携体制の強化を推進しています。

<取組の視点>

- 県は、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援に結びつけられるよう全市町村における乳児家庭全戸訪問事業を推進します。【子ども家庭課】
- 県は、支援が必要な家庭が孤立しないよう、養育支援訪問事業を推進します。【子ども家庭課】
- 県は、安心して子どもを生み、健やかに育てられる環境づくりを推進し、子どもの心身の健やかな成長、発達の促進を図ります。【子ども家庭課】
- 県は、「子育て世代包括支援センター」の全市町村設置に向けて、センターの設置・運営及びセンターで相談支援を担う「母子保健コーディネーター」の人材養成に係る支援を行い、市町村における妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない支援体制の整備を支援します。【子ども家庭課】
- 県は、県内外の先進事例の紹介や情報の共有等により、市町村が効果的に産後ケア事業等、産後の母子に対する支援を充実強化できるよう支援します。【子ども家庭課】

■関連指標

項目	現 状	目 標 (34 年度)
D P A T 隊員登録者数	(H29 年度) 64 人	106 人
県が実施又は支援する精神疾患に関する研修会の参加者数	(H28 年度) 911 人	1,050 人
がん相談窓口における相談受理事件数	(H28 年度) 3,908 件	7,400 件
住民主体の見守り・生活支援拠点(福祉型小さな拠点)数	(H29.11 現在) 32 か所	100 か所
県内における自立相談支援事業(任意事業)の実施市数	(H29 年度) 6 市	13 市
地域包括支援センター現任職員研修受講者数(累計) (再掲)	(H29 年度) 180 人	460 人

施策の柱5 関係機関の機能強化及び連携の強化

(1) 地域における関係機関の機能の強化

① 自殺対策の連携調整を担う人材の育成（再掲）

<現状と課題>

- 自殺に至る背景には、心理的、社会的な要因など様々な要因が関連しており様々な主体がそれぞれの分野で相談対応をしています。
- 総合的かつ効果的な自殺対策を推進するためには、関係機関・団体等が有機的に連携を図ることが重要であり、地域でその役割を担う人材が必要とされます。

<取組の視点>

- 県は、市町村の自殺対策担当職員など、地域における関係機関や民間支援団体等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材を育成します。
【精神保健福祉センター】

② 地域保健職員や産業保健職員の資質の向上（再掲）

<現状と課題>

- 市町村の保健担当や地域産業保健センター等は、健康に関する身近な相談窓口であり、その活動は県民の心の健康についての気づきの機会となります。県は、これらの相談支援関係者に対し、啓発や相談事業等を行う上で必要な心の健康及び精神疾患の正しい知識と対応方法等について各種研修を実施しています。
- 心の健康の保持増進、精神疾患の早期発見と早期受診のためには、相談支援関係者が正しい知識を習得して適切な対応を行えるよう資質の向上を図る必要があります。

<取組の視点>

- 県は、地域保健等職員の支援技術の向上を図り、関係機関同士の連携を促進するため、具体的な事例への対応方法について検討する機会を提供します。【各保健所】
- 県は、精神疾患の早期発見と精神科による早期治療に結びつけるために精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を推進します。【各保健所】

③ 社会的要因に関連する相談員の資質の向上（再掲）

<現状と課題>

- 県では、ハローワーク、労働基準監督署、弁護士会、司法書士会、商工会など、地域において主に社会的要因に関連した相談支援活動等に従事する関係者を対象に心の健康及び精神疾患の正しい知識と対応方法等について研修を実施しています。
- 県では、市町村や県の相談担当者に対して多重債務相談に係る研修会を開催するとともに、多重債務相談に役立つ情報をまとめた「多重債務者相談ハンドブック」の定期的な点検・整理を行っています。
- 自殺に至る要因は、健康問題によるもののほか、職場での過労や人間関係、生活苦、子育てや介護の悩みなど、社会的要因が複合的に絡み合っており、関連した相談支援活動に従事する関係者の自殺に関する知識や技能を向上させる必要があります。
- 多重債務に係る相談は一時期よりも落ち着きを見せているものの、多額の借金を有する方は依然存在しており、継続的に多重債務対策を講じていく必要があります。

<取組の視点>

- 県は、様々な分野の相談窓口、関係機関等と連携し、役割に応じた研修等の実施を支援し、資質の向上を図ります。【精神保健福祉センター】
- 県は、関係機関同士の連携を促進するため、具体的な事例への対応方法について検討する機会を提供します。【各保健所】
- 県は、複合的な問題を抱えている生活困窮者の相談機関職員等が、自殺のリスクが高い方を早期に発見し、適切な相談窓口につなげることができるよう、知識・技能の習得を支援します。【精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、引き続き、多重債務相談に係る研修会を開催するとともに、「多重債務者相談ハンドブック」の定期的な点検・整理を行います。【くらし安心課】

④ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上（再掲）

<現状と課題>

- 県は、自殺対策推進月間等の機会を捉え、警察官に対し、自殺対策の啓発、自殺未遂者相談支援事業の啓発を行っています。
- 自殺事案が生じた場合、警察官は、遺族や友人等（以下「遺族等」といいます。）と接し、生前の生活状況、自殺に至る原因・動機等について話を聞きます。また、相談窓口には遺族等から故人の死により生じた様々な問題に

ついて相談が寄せられる可能性があります。

- 遺族等は、大切な人の突然の死で、混乱、拒絶、罪悪感など様々な思いや感情を抱き、周囲の人たちの言葉や態度によっては、さらに傷つく（二次被害の）おそれがあり、これを防ぐ必要があります。

<取組の視点>

- 県は、県内の消防機関や警察機関において、遺族等から相談を受けたときに、遺族等の意向を踏まえた適切な相談窓口を紹介することができるよう、職員に対し自殺の現状や自殺対策などに関する知識の普及を図ります。
【危機管理課、警察本部】
- 県は、遺族等に二次被害を与えることがないように、警察官に対し、遺族等と接する場合に必要な知識や対応方法等の普及促進を図ります。【警察本部】

⑤ 民間支援団体の人材育成や相談支援事業等に対する支援

<現状と課題>

- 県は、地域自殺対策強化交付金を活用し、民間支援団体が実施する自殺対策事業に対し補助を行い、民間支援団体が行う人材育成や相談支援事業などの取組を支援しています。
- 県は、社会福祉協議会や地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会など、自殺対策に関連した相談支援活動等に従事する民間支援団体の関係者を参集し、具体的な支援技術を学び、地域における効果的かつ継続的な支援に資することを目的とした研修会を開催しています。
- 民間支援団体の機動力と柔軟性を活かした取組は、地域における自殺対策を推進する上で、なくてはならないものです。民間支援団体が継続して自殺対策に取り組むことができるよう、運営の安定を含めた支援の充実が必要です。
- 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進するためには、幅広く多くの民間支援団体の相談事業への取り組みが必要です。

<取組の視点>

- 県は、民間支援団体における自殺対策に関わる相談の担い手の育成や、自殺対策を目的とした相談事業など、継続した自殺対策の取組への支援を行います。【地域福祉推進課】
- 県は、相談技術向上のための研修等を通し、民間支援団体における自殺

対策に資する事業を支援します。【精神保健福祉センター、各保健所】

- 県は、民間支援団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援していきます。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】
- 県は、国と連携し、民間支援団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供などの支援を行います。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター】

(2) 地域における関係機関との連携の強化

① 地域における連携体制の確立

<現状と課題>

- 県は、行政や関係機関、民間支援団体等が連携し、総合的な自殺対策を推進するため、山形県自殺対策推進会議や地域ごとの自殺対策推進会議を設置し、保健、医療、福祉、労働、警察、救急等の関係機関、民間支援団体等の連携強化に取り組んでいます。
- 県は、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、市町村及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築を支援しています。
- 県は、電気、ガス、郵便、新聞配達など私たちの生活を支える民間事業者と見守り協定を締結し、孤立のおそれがある世帯や生活困窮者等の見守り活動を行っています。
- 自殺対策を総合的に推進するためには、行政や関係機関、団体など地域における多様な支え手が連携し、包括的な支援を行っていく必要があります。
- 高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見のため、高齢者等への啓発とともに、家族や地域住民など身近な人が見守ることが重要です。
- 人口減少や少子高齢化の進展などにより、本人や世帯が抱えている課題は多様化・複雑化しています。こうした複合的な課題を住民に身近なところで包括的に受け止める体制の構築が必要です。
- 自殺は様々な要因が複雑に関係していますが、相談窓口は1つの要因ごとに対応しており、複合的な問題を抱えている方が切れ目なく必要な支援が受けられる体制づくりが必要です。

<取組の視点>

- 県は、地域における多様な支え手による生きることの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、自殺対策推進会議等を開催し、連携に必要な情報共有や合同相談の実施など協働の仕組みづくりを行います。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター、各保健所】
- 県は、国、市町村と連携し、関係機関の情報共有に係る先進事例の周知を図っていきます。【精神保健福祉センター、地域福祉推進課】
- 県は、引き続き、消費者安全確保地域協議会の構築を支援します。【くらし安心課】
- 県は、一人暮らし高齢者、障がい者、ひきこもりなど、本人や家族が地域から孤立するリスクの高い世帯を早期に発見し、孤立する前に、地域とつな

がり、必要な支援が受けられるよう、地域における見守り活動を推進します。

【地域福祉推進課】

- 県は、「山形県地域福祉推進計画（第4期）」を策定し、市町村における「我が事・丸ごと」の地域づくり⁴を推進します。【地域福祉推進課】
- 県は、複合的な問題を抱えている方が切れ目のない支援を受けられるよう、地域のあらゆる相談窓口がつながり、それぞれが「生きることの包括的支援の入口」になれるよう、モデル市町村を選定し、取組を支援するとともに、多くの市町村で実施されるよう取組の拡大を図っていきます。【地域福祉推進課、精神保健福祉センター、各保健所】

■ 関連指標

項目	現 状	目標（34年度）
消費者安全確保地域協議会の設置数（人口5万人以上の市）	(H29年度) 1市	5市

⁴ 「我が事・丸ごと」の地域づくり…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく取組。

4 取組事業一覧

事業名の（※）は民間支援団体の取組

施策の柱1 自殺の実態を明らかにし、効果的な対策を企画・実施する

（1）地域の自殺の実態を明らかにする

① 既存資料の利活用の促進

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
既存統計等を活用した自殺の実態把握	既存統計及び関連資料について、地域での自殺対策の推進に資するよう、情報の集約、提供を行います。	地域福祉推進課、精神保健福祉センター

（2）市町村等への支援の強化

① 市町村における自殺対策計画策定等への支援

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
市町村自殺対策担当者研修	市町村担当課向けの計画策定研修を実施し、市町村計画の策定を支援します。	地域福祉推進課、精神保健福祉センター

② 自殺対策の連携調整を担う人材の育成

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
市町村等職員対象自殺対策関連研修会	市町村等関係機関を対象に地域で連携調整を担うための研修等を実施します。	精神保健福祉センター

施策の柱2 気づき見守る人材を育成する

(1) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

① 様々な分野での「心のサポーター」の養成

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
心のサポーター養成ファシリテーター継続研修	心のサポーター養成において講師となるような関係者の研修を実施します。	精神保健福祉センター
心の健康に関する出前講座、フォローアップ研修	心の健康づくりや自殺対策に関する基礎的な知識の普及を講義形式で実施します。 また、心のサポーターのスキルアップのための研修を実施し、活動の継続を支援します。	各保健所
心の健康づくり研修事業（※）	思春期・青年期の心の健康づくりに関し、関係機関の相談支援能力の向上、子ども自身の問題解決能力の向上やピアヘルパー養成のための研修等を実施します。	山形県臨床心理士会
①心のサポーター養成（※） ②自殺予防について考える市民のつどい（※）	①住民を対象に心のサポーターを養成します。 また、先進地の事例を学ぶ公開講座を開催します。 ②住民を対象に、先進事例の紹介や分科会形式による研修を行い自殺予防について学び、取組を深めます。	ぼらんたす

(2) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

① かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
医療関係機関が実施する研修への支援	各医師会、医療機関等と連携し、自殺対策に関する研修等の実施を支援します。	精神保健福祉センター

② 教職員に対する普及啓発の推進

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
チーム学校生徒支援体制整備事業	各学校における生徒指導・教育相談体制の整備充実を図りながら、外部専門家や関係機関の協力を得て、遺児のケアに関する教職員の対応のあり方について周知します。	義務教育課、高校教育課

③ 地域保健職員や産業保健職員の資質の向上

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
精神保健福祉研修会、相談機関合同研修会	地域保健等職員の資質向上のための研修を実施します。	精神保健福祉センター
①心の健康づくり推進事業 ②正しい知識の普及啓発	①関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施します。 ②精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進します。	各保健所
地域・職場における心の健康づくり研修会	市町等地域保健職員や産業保健職員等を対象に、自殺対策や自殺リスク要因への対応に関する研修を実施します。	庄内保健所

④ 介護支援専門員等に対する研修の実施

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
地域包括支援センター職員研修	地域包括支援センターの職員の資質向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込んだ、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施します。（実施主体：山形県社会福祉協議会）	健康長寿推進課
①心の健康づくり推進事業 【再掲】 ②正しい知識の普及啓発 【再掲】	①関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施します。 ②精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進します。	各保健所

⑤ 民生委員・児童委員等に対する研修の実施

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
民生委員・児童委員全員対象研修	民生委員・児童委員全員を対象に自殺対策に関する資料を配布し研修を行います。	地域福祉推進課
民生委員・児童委員活動への支援（※）	県民生委員・児童委員協議会事務局として相談援助活動等を行う上で必要な知識・技能の習得を図るための研修を実施します。	山形県社会福祉協議会

⑥ 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
山形県多重債務者対策協議会	多重債務相談に係る市町村等担当者の研修を実施します。 「多重債務者相談ハンドブック」を定期的に点検・整理し、多重債務相談に活用します。	くらし安心課
生活保護担当者会議における研修	生活保護担当者会議等において自殺対策を周知します。	地域福祉推進課
相談機関合同研修会	各種相談窓口担当者向けの研修を実施し資質向上の支援を行います。	精神保健福祉センター
①心の健康づくり推進事業【再掲】 ②正しい知識の普及啓発【再掲】	①関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施します。 ②精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進します。	各保健所
研修費補助（※）	自己負担により研修を受け活動するボランティア相談員のために研修費の一部補助を行います。	山形いのちの電話

⑦ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
自殺対策に係る情報の周知	消防機関において、遺族等から心の相談を受けたときに適切な相談窓口を紹介できるよう、情報を周知します。	危機管理課
自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えることがないように、職員に対し遺族等と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及、促進を図ります。	警察本部生活安全企画課

⑧ 自殺対策従事者等への心のケアの推進

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①自殺対策関連研修会【再掲】 ②精神保健福祉相談	①自殺対策従事者の心のケアを含めた研修を実施します。 ②従事者の心のケアのための個別相談に応じます。	精神保健福祉センター
心の健康づくり推進事業【再掲】	関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施します。	各保健所

(3) 心の健康づくりの推進

① 職場や地域における心の健康づくり推進体制の整備

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①心の健康づくりに関する知識の普及啓発 ②心の健康相談	①心の健康づくりについて、各種媒体により啓発します。 ②関係機関・家族等からの相談対応や、ケース検討会等の開催への支援を行います。	精神保健福祉センター
①地域自殺対策推進会議 ②精神保健福祉相談事業	①関係機関と自殺対策について情報共有・意見交換を行い、連携と対策の強化を図ります。 ②心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。	各保健所
①ひきこもり対応地域支援力アップ事業（研修・ガイドブック作成） ②事例検討会	①研修やガイドブックの活用を通して、窓口対応職員の支援技術や対応力が高まるよう支援を行います。 ②関係する各機関との情報交換や、個別の事例の支援策検討を行い、支援者の技術の向上と関係機関の連携の推進を図ります。	村山保健所
地域職域連携推進会議	関係機関による会議を開催し、自殺の現状と課題及び対策の推進に向けた意見交換を行い、ネットワークを構築します。	最上保健所
ひきこもり等の支援置賜ネットワーク会議	ひきこもり等の支援について、具体的事例を通して関係機関の支援技術の向上、包括的支援による問題解決に向けて各機関の連携強化を図ります。	置賜保健所
庄内地域自殺対策意見交換会	自殺対策関係機関・団体等と情報共有・意見交換を行い相互連携体制の構築を図るとともに、関係機関や協議会と連携し、地域や職場における心の健康づくり研修会等を行い、関係機関等との連携推進を図ります。	庄内保健所
①労働者のメンタルヘルス対策（健康確保） ②求職者カウンセリング・コーナーの設置	①厚生労働省のホームページにおいて「みんなのメンタルヘルスサイト（総合サイト）」を設置し、「こころの耳」（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）にリンクする形で情報提供を行っています。 ②山形公共職業安定所に「求職者カウンセリング・コーナー」を設置し、臨床心理士によるカウンセリングを行っています。	山形労働局

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
メンタルヘルス人材育成事業(※)	地域住民向け、企業向けに、自殺予防に関する講演会を行うとともに、必要に応じて個別相談を行い、専門機関へつなぎます。また、企業従業員向けに自殺の誘因となる疾患の理解等に関する研修会を行います。	オープンハウスこんぺいとう

② 学校における心の健康づくり推進体制の整備

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
チーム学校生徒支援体制整備事業	児童生徒のいじめや不登校等の問題を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置します。	義務教育課、高校教育課
子どもの健康づくり連携事業	児童生徒の心身の健康づくり及び健康課題解決のため養護教諭等を対象にした研修会を開催し、学校における取組の充実を図ります。健康課題に関する協議会や学校への専門家派遣などにより、学校と関係機関が連携した児童生徒の健康づくりを推進します。	スポーツ保健課
心の健康づくり研修事業(※)【再掲】	思春期・青年期の心の健康づくりに関し、関係機関の相談支援能力の向上、子ども自身の問題解決能力の向上やピアヘルパー養成のための研修等を実施します。	山形県臨床心理士会

施策の柱3 県民への啓発・周知

(1) 自殺の現状や自殺対策に関する県民の理解の促進

① 自殺や自殺関連事象に対する正しい知識の普及

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
自殺対策推進月間等における普及啓発	厚生労働省、市町村、関係機関と連携し、重点的に普及啓発を行います。	地域福祉推進課
自殺対策推進月間等における自殺関連事業、普及啓発活動	啓発パンフレットの配布、ホームページ等での情報提供、相談体制の強化、他機関と協働した普及啓発活動を行います。	精神保健福祉センター
自殺対策推進月間等における普及啓発活動、出前講座の実施	ポスターの掲示、リーフレット等の設置や街頭キャンペーンなどによる啓発物品の配布を行い、心の健康に関する相談窓口の周知を図ります。また、自殺予防や心のサポーターに関する出前講座を実施します。	各保健所
暮らしとこころの相談会（※）	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、県精神保健福祉センター保健師と連携し、無料の電話相談、面談相談を行っています。	山形県弁護士会
ポスター・チラシによる周知活動（※）	自殺予防週間、自殺対策推進月間、各種講演会開催時等に啓発物品の配布、掲示を行います。	オープンハウスこんぺいとう
①情報サイト「やまがたこころげんきサイト」 ②自殺予防について考える市民のつどい（※）【再掲】	①県内各地で取り組まれている自殺予防活動、自殺に関する正しい知識、相談窓口等を紹介します。 ②一般県民を対象に、自殺対策の先進事例紹介や分科会形式による研修を実施します。	ぼらんたす

(2) 相談窓口などの情報発信

① 地域における支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
自殺対策啓発事業	県の広報媒体を活用し、自殺対策に係る啓発を行います。	地域福祉推進課
①困った時の相談窓口活用ガイドの利活用 ②インターネットでの情報提供	①各種相談窓口に関する情報をまとめたガイドを作成修正し、関係機関等に周知配布します。 ②相談窓口の情報をHPに掲載します。	精神保健福祉センター
保健所における相談窓口についての情報発信	ホームページや市町村の広報掲載、ガイドブック・チラシ配布による周知を行います。	各保健所
リーフレット・HP・新聞広告等でのPR(※)	多くの方にいのちの電話についての理解を深めてもらい、いのちの電話を活用してもらうための情報を発信しています。	山形いのちの電話
情報サイト「やまがたこころげんきサイト」(※)【再掲】	県内各地で取り組まれている自殺予防活動、自殺に関する正しい知識、相談窓口等を紹介します。	ぼらんたす

施策の柱 4 いのち支える取組の充実

(1) 相談支援の充実

① 心の健康相談の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
自殺対策啓発事業【再掲】	県の広報媒体を活用し、自殺対策に係る啓発を行います。	地域福祉推進課
①心の健康相談【再掲】 ②困難事例への技術援助	①関係機関・家族等からの相談対応や、ケース検討会等の開催への支援を行います。 ②他機関の相談活動へ技術的協力をします。	精神保健福祉センター
①保健所における相談窓口についての情報発信【再掲】 ②精神保健福祉相談事業【再掲】	①ホームページや市町村の広報掲載、ガイドブック・チラシ配布による周知を行います。 ②心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。	各保健所
自殺予防のための電話相談（※）	相談員（いのちの電話の研修を修了し、認定を受けた者）による、電話相談を実施しています。	山形いのちの電話

② 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①「今後の暮らし相談会」の開催 ②「支援者支援研修会」の開催 ③避難者生活再建支援事業	①県内及び避難元の移住支援策、住まい、就労や健康など必要な情報提供及び個別相談を行うことで避難者個々に応じた支援を実施します。 ②避難者支援の長期化や課題の個別化、複雑化により支援疲れを感じている支援者もいることから、支援者に対するメンタルヘルス対策などの研修を実施します。 ③生活再建の見通しが立たない震災避難者に対して県職員公舎を無償で提供するにあたり環境整備のためエアコンを設置します。	危機管理課
災害時精神医療派遣体制運営事業	山形DPATの運営及び隊員養成のための研修会、指定病院や災害拠点精神科病院等の関係機関による調整会議を開催します。	障がい福祉課

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
避難者生活相談支援事業	市町村社協の協力のもと生活支援相談員を配置し、暮らしに関する情報提供や見守り活動を行い、避難生活の支援及び孤立防止を図ります。（実施主体：山形県社会福祉協議会）	地域福祉推進課
福島県復興支援員設置事業（※）	福島県現地駐在員、生活支援相談員、支援団体等の協力を得ながら、避難者の課題把握や暮らしに関する情報提供や見守り活動を行い、避難生活の支援及び孤立防止を図ります。	山形県社会福祉協議会

③ 多重債務の相談窓口の充実とセーフティネット融資の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
山形県多重債務者対策協議会	構成機関・団体等との連携により周知を図りながら借金に関する無料法律相談会を開催するとともに、各構成機関・団体等においても相談を行います。	くらし安心課
生活福祉資金貸付事業	他の貸付制度が利用できない低所得世帯等に資金の貸付を行います。（実施主体：山形県社会福祉協議会）	地域福祉推進課
司法書士無料相談所（※）	自殺の原因の一つである借金問題等の法律に関する悩みについて、司法書士が無料で相談に応じます。	山形県司法書士会
対面型、電話での無料法律相談会（※）	借金問題、生活困窮、DV被害等について法律家が面談、電話による相談支援を行います。	山形さくらんぼの会

④ 失業者等に対する相談窓口の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①山形県求職者総合支援センター	①求職者を対象に、住まいや生活、就労に関する相談に応じます。	雇用対策課
②トータル・ジョブサポート	②若年者、生活困窮者を支援するため、県と労働局が設置したワンストップ相談窓口です。	
③山形県若者就職支援センター	③若者の就職について、相談員・キャリアカウンセラー・産業カウンセラーなどが相談に応じます。	
④地域若者サポートステーション	④ニート・ひきこもり等の若者の職業的自立に向け、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談や就労体験等を行います。	

⑤ 経営者に対する相談支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
経営指導員による巡回、窓口相談	商工会議所や商工会などの商工支援団体に経営指導員等を設置し、中小企業・小規模事業者の持続的経営や発展を支援します。	中小企業振興課

⑥ 慢性的な疾患を抱えている患者等に対する相談支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
がん診療連携拠点・指定病院の強化、がん総合相談支援センターの運営	がん総合相談支援センターの設置やアピランス相談支援員の養成などがん患者や家族への相談支援体制を整備します。	健康長寿推進課
山形県難病相談支援センターの設置、運営	難病に関する情報の発信、各種情報提供や相談対応を行います。 また、難病の患者や家族等を対象にピア・サポーターを養成し、ピア・サポート等の患者交流事業を推進します。	障がい福祉課

⑦ 法的問題解決のための情報提供の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①困った時の相談窓口活用ガイドの利活用【再掲】	①各種相談窓口に関する情報をまとめたガイドを作成修正し、関係機関等に周知配布します。	精神保健福祉センター
②インターネットでの情報提供【再掲】	②相談窓口の情報をHPに掲載します。	
総合法律支援に関わる事業（※）	相談者に適した相談窓口の紹介や一般的な法制度の紹介を行っています。また、無料法律相談や弁護士・司法書士の費用の立て替えを行っています。	法テラス山形

⑧ 家族や知人等を含めた支援者への支援

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
心の健康相談【再掲】	関係機関・家族等からの相談対応や、ケース検討会等の開催への支援を行います。	精神保健福祉センター
精神保健福祉相談事業【再掲】	心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。	各保健所
ひきこもり対応地域支援力アップ事業（相談・家族教室）	精神科医師等による個別相談や、家族教室、学習会などの場を通じて、支援者が孤立することなく対象者に寄り添うことができ、安定した生活が送れるような取り組みを進めていきます。	村山保健所

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
うつ病家族教室	うつ病患者の家族を対象に、正しい知識について情報提供し、家族の対処能力の向上を図ります。	村山保健所、置賜保健所
精神障がい者家族教室	精神障がい者の家族等を対象に精神疾患や障がい者の対応に関する研修を実施し、精神障がい者の自立と社会復帰の促進を図ります。	庄内保健所
こころ元気サロン(※)	地域住民を対象にサロンを開設し、地域の交流の場、出会いの場を作ります。	ぼらんたす

(2) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

① うつ病等についての普及啓発の推進

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
精神疾患等理解促進事業	精神障がい者支援団体による一般県民・当事者家族等を対象とした研修会開催を支援し、精神疾患に関する理解の促進を図ります。	障がい福祉課
自殺対策推進月間等における自殺関連事業、普及啓発活動【再掲】	啓発パンフレットの配布、ホームページ等での情報提供、相談体制の強化、他機関と協働した普及啓発活動を行います。	精神保健福祉センター
自殺対策推進月間等における普及啓発活動、研修会、出前講座の実施【再掲】	ポスターの掲示、リーフレット等の設置や街頭キャンペーンなどによる啓発物品の配布を行い、心の健康に関する相談窓口の周知を図ります。また、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進します。	各保健所
うつ病家族教室	うつ病患者の家族を対象に、正しい知識について情報提供し、家族の対処能力の向上を図ります。	村山保健所、置賜保健所

② 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
一般診療科医と精神科医の連携に向けた仕組みづくり	一般診療科医と精神科医の連携について協議の場を設けるなど具体的な連携に向けた仕組みづくりを進めます。	障がい福祉課
医療・保健・福祉関係機関連携会議への支援	他機関主催の連絡会議等に参加し、連携体制の強化を支援します。	精神保健福祉センター

③ かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上 (再掲)

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
医療関係機関が実施する研修への支援	各医師会、医療機関等と連携し、自殺対策に関する研修等の実施を支援します。	精神保健福祉センター

④ 精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
乳児家庭全戸訪問事業	市町村が実施する、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行う事業に要する費用を助成します。	子ども家庭課

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①依存症関連問題対策事業 ②思春期精神保健対策事業	①依存症関連問題に係る個別相談、学習会を開催します。アルコール家族ミーティングを実施します。 ②思春期精神保健相談、研修を実施します。	精神保健福祉センター
①地域自殺対策推進会議【再掲】 ②精神保健福祉相談事業【再掲】	①関係機関と自殺対策について情報共有・意見交換を行い、連携と対策の強化を図ります。 ②心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。	各保健所
①ひきこもり対応地域支援力アップ事業（相談・家族教室）【再掲】 ②事例検討会【再掲】 ③訪問支援	①精神科医師等による個別相談や、家族教室、学習会などの場を通じて、支援者が孤立することなく対象者に寄り添うことができ、安定した生活が送れるような取り組みを進めていきます。 ②関係する各機関との情報交換や、個別の事例の支援策検討を行い、支援者の技術の向上と関係機関の連携の推進を図ります。 ③保健師による対象者宅への家庭訪問を行います。	村山保健所
地域職域連携推進会議【再掲】	関係機関による会議を開催し、自殺の現状と課題及び対策の推進に向けた意見交換を行い、ネットワークを構築します。	最上保健所
アルコール関連問題者への支援	アルコール関連問題者等自殺ハイリスク者の支援に係る専門医のスーパーバイズ及び関係機関の情報交換により支援に向けた連携体制を構築し、要支援者の早期発見、早期介入を図ります。	庄内保健所

(3) 子ども・若者の自殺対策

① 児童・生徒の自殺対策に資する教育の実施

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
「いのちの教育」の推進	生命の大切さを学ぶため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラムを改訂し、家庭・地域とのつながりを強化しながら「いのちの教育」を実践します。	義務教育課、高校教育課
チーム学校生徒支援体制整備事業	山形県いじめ防止基本方針を踏まえ、組織的な対応、学校全体でのケアを行います。	義務教育課、高校教育課

② いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
チーム学校生徒支援体制整備事業	山形県いじめ防止基本方針の周知徹底を進めていきます。 いじめ問題審議会、いじめ問題対策連絡協議会を定期的で開催し、いじめの実態把握と情報共有をとおして、重大事態がおこらないよう、いじめの未然防止に努めていきます。	義務教育課、高校教育課

③ 児童・生徒等への支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
チーム学校生徒支援体制整備事業	24時間子供SOSダイヤルなどをはじめ様々な相談窓口があることの周知を図りながら、児童生徒にとって身近な大人である、家庭や学校に相談しやすい体制を整備していきます。	義務教育課、高校教育課
子どもの健康づくり連携事業【再掲】	健康課題に関する協議会や学校への専門家派遣などにより、学校と関係機関が連携した児童生徒の健康づくりを推進します。	スポーツ保健課
心の健康づくり研修事業（※）【再掲】	思春期・青年期の心の健康づくりに関し、関係機関の相談支援能力の向上、子ども自身の問題解決能力の向上やピアヘルパー養成のための研修等を実施します。	山形県臨床心理士会

④ 学校における事後対応の促進

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
チーム学校生徒支援体制整備事業【再掲】	山形県いじめ防止基本方針を踏まえ、組織的な対応、学校全体でのケアを行います。	義務教育課、高校教育課

⑤ SOSの出し方に関する教育の推進

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
チーム学校生徒支援体制整備事業	SOSの出し方教育には、児童生徒の居場所づくりや話しやすい環境づくりが前提にあるため、これまでのいじめ対策や、いじめの未然防止のための取組などと関連づけながら、「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進していきます。	義務教育課、高校教育課

⑥ 学校における性的マイノリティへの支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
教育相談員活用事業	教育相談員等研修会により性的マイノリティに対する教職員の正しい理解を促進します。	義務教育課、高校教育課

⑦ 子どもへの支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①児童相談所及び市町村における相談業務	①児童相談所及び市町村において、児童虐待等に関する電話相談等を受けて助言指導等を行います。対応力強化のため、児童福祉司任用後研修、市町村の調整担当者研修を実施します。	子ども家庭課、福祉相談センター、庄内児童相談所
②要保護児童自立支援資金貸付事業	②児童養護施設等を退所し、就職又は進学した者に対し、家賃及び生活費の貸付を行います。 （実施主体：山形県社会福祉協議会）	
フリースクールWith優事業(※)	小学生から20歳程度までの不登校生徒及び休学中、中退した子供・青少年を対象に教員免許を持ったスタッフによる学習支援を中心とした自立支援を実施します。	With優

⑧ 若者への支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①若者相談支援拠点設置運営事業	①若者相談支援拠点において、不登校やひきこもり、ニートなど社会参加に困難を有する若者やそのご家族等への相談支援や、居場所づくり、学び直しなどの支援の充実を図ります。山形県子ども・若者支援地域協議会を開催します。	若者活躍・男女共同参画課
②困難を有する若者等に関する全県調査	②民生委員・児童委員と連携して、ひきこもり等社会参加に困難を有する方について実態調査を行います。	

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
地域若者サポートステーション【再掲】	ニート・ひきこもり等の若者の職業的自立に向け、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談や就労体験等を行います。	雇用対策課
①思春期精神保健対策事業【再掲】 ②インターネット相談	①思春期精神保健相談、研修を実施します。 ②インターネットを活用し心の健康などの相談を受け付けます。	精神保健福祉センター
①地域自殺対策推進会議【再掲】 ②精神保健福祉相談事業【再掲】	①関係機関と自殺対策について情報共有・意見交換を行い、連携と対策の強化を図ります。 ②心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。	各保健所
①ひきこもり対応地域支援力アップ事業（研修・ガイドブック作成）【再掲】 ②事例検討会【再掲】	①研修やガイドブックの活用を通し、住民に身近な相談窓口で対応する職員の支援技術や対応力が高まるよう、支援を行います。 ②関係する各機関との情報交換や、個別の事例の支援策を検討することを通して、支援者の技術の向上と関係機関の連携の推進を図ります。	村山保健所
地域職域連携推進会議【再掲】	関係機関による会議を開催し、現状と課題及び対策の推進に向けた意見交換を行い、ネットワークを構築します。	最上保健所
ひきこもり等の支援置賜ネットワーク会議【再掲】	ひきこもり等の支援について、具体的事例を通して関係機関の支援技術の向上、包括的支援による問題解決に向けて各機関の連携強化を図ります。	置賜保健所
ひきこもり者等支援事業、庄内地域若者自立支援ネットワーク会議	ひきこもり等の悩みを抱えている本人及び家族等からの相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や相談機関と連携し家族等への支援を行います。	庄内保健所
心の健康づくり研修事業（※）【再掲】	思春期・青年期の心の健康づくりに関し、関係機関の相談支援能力の向上、子ども自身の問題解決能力の向上やピアヘルパー養成のための研修等を実施します。	山形県臨床心理士会
①若者相談支援拠点設置運営事業（※） ②置賜若者サポートステーション事業（※）	①不登校や引きこもり等、社会参加に困難を有する子ども・若者を対象とした若者相談支援拠点を設置し、電話相談、来所相談、出張相談会を実施します。 ②15～39歳までの無職の若者とその保護者を対象に、窓口での相談、キャリア支援プログラム、就労体験、各種セミナー等の就労支援を実施します。	With優

⑨ インターネット上の自殺関連情報対策や自殺予告事案への対応

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
ネット被害防止スクールガード事業	全公立高校を対象に掲示板、ツイッター等のネット上に不適切な記載がないか、委託業者を通じてパトロールを実施しています。	高校教育課
<p>①自殺予告事案への緊急対応</p> <p>②サイト管理者等への自殺関連情報の削除依頼</p>	<p>①インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護の迅速適切な対応を行っています。</p> <p>②インターネット上で有害と認められる自殺関連情報については、サイト管理者等に削除依頼を実施しています。</p>	警察本部生活安全企画課、生活環境課

(4) 勤務・経営問題による自殺対策

① 長時間労働の是正

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業	山形いきいき子育て応援企業への登録・認定やワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰を実施します。 県内企業経営者が参画する「やまがた企業イクボス同盟」との連携によるワーク・ライフ・バランスの普及拡大を図ります。	若者活躍・男女共同参画課
①山形県中小企業労働相談事業 ②働き方改革普及啓発事業	①労働全般の相談に応じ、解決に向けた助言を行うことで早期解決を図ります。 ②アドバイザーが企業を訪問し、働き方改革について地域のニーズに応じたきめ細かい助言を行います。	雇用対策課

② 職場や地域における心の健康づくり推進体制の整備（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①心の健康づくりに関する知識の普及啓発 ②心の健康相談	①心の健康づくりについて、各種媒体により啓発します。 ②関係機関・家族等からの相談対応や、ケース検討会等の開催への支援を行います。	精神保健福祉センター
①地域自殺対策推進会議 ②精神保健福祉相談事業	①関係機関と自殺対策について情報共有・意見交換を行い、連携と対策の強化を図ります。 ②心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。	各保健所
①ひきこもり対応地域支援力アップ事業（研修・ガイドブック作成） ②事例検討会	①研修やガイドブックの活用を通して、窓口対応職員の支援技術や対応力が高まるよう支援を行います。 ②関係する各機関との情報交換や、個別の事例の支援策検討を行い、支援者の技術の向上と関係機関の連携の推進を図ります。	村山保健所
地域職域連携推進会議	関係機関による会議を開催し、自殺の現状と課題及び対策の推進に向けた意見交換を行い、ネットワークを構築します。	最上保健所
ひきこもり等の支援置賜ネットワーク会議	ひきこもり等の支援について、具体的事例を通して関係機関の支援技術の向上、包括的支援による問題解決に向けて各機関の連携強化を図ります。	置賜保健所

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
庄内地域自殺対策意見交換会	自殺対策関係機関・団体等と情報共有・意見交換を行い相互連携体制の構築を図るとともに、関係機関や協議会と連携し、地域や職場における心の健康づくり研修会等を行い、関係機関等との連携推進を図ります。	庄内保健所
①労働者のメンタルヘルス対策（健康確保） ②求職者カウンセリング・コーナーの設置	①厚生労働省のホームページにおいて「みんなのメンタルヘルスサイト（総合サイト）」を設置し、「こころの耳」（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）にリンクする形で情報提供を行っています。 ②山形公共職業安定所に「求職者カウンセリング・コーナー」を設置し、臨床心理士によるカウンセリングを行っています。	山形労働局
メンタルヘルス人材育成事業（※）	地域住民向け、企業向けに、自殺予防に関する講演会を行うとともに、必要に応じて個別相談を行い、専門機関へつなぎます。また、企業従業員向けに自殺の誘因となる疾患の理解等に関する研修会を行います。	オープンハウスこんぺいとう

③ 失業者等に対する相談支援の充実（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①山形県求職者総合支援センター ②トータル・ジョブサポート ③山形県若者就職支援センター ④地域若者サポートステーション	①求職者を対象に、住まいや生活、就労に関する相談に応じます。 ②若年者、生活困窮者を支援するため、県と労働局が設置したワンストップ相談窓口です。 ③若者の就職について、相談員・キャリアカウンセラー・産業カウンセラーなどが相談に応じます。 ④ニート・ひきこもり等の若者の職業的自立に向け、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談や就労体験等を行います。	雇用対策課

④ 経営者に対する相談支援の充実（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
経営指導員による巡回、窓口相談	商工会議所や商工会などの商工支援団体に経営指導員等を設置し、中小企業・小規模事業者の持続的経営や発展を支援します。	中小企業振興課

(5) 高齢者の自殺対策

① 居場所づくりとの連動による支援

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①福祉型小さな拠点づくり事業 ②高齢者生きがいづくり・生活支援活動人材育成事業	①地域住民が主体となって運営する高齢者の生活支援・介護予防のための拠点整備を支援します。 ②生活支援・介護予防サービスの担い手となる人材を養成します。	健康長寿推進課
ふれあい・いきいきサロン等居場所づくりへの支援（※）	市町村社協が実施するサロンサポーター養成講座へ職員を講師として派遣し、サロンの設置・運営を支援します。	山形県社会福祉協議会
高齢者の居場所づくりと社会貢献活動の推進（※）	高齢者同士の交流の場としてサロンを開設し、健康チェック、個別相談を行い関係機関につながります。また、地域活動への参加により孤独感をなくすることや、地域での支えあいを推進します。	オープンハウスこんぺいとう
こころ元気サロン（※）【再掲】	地域の方を対象にサロンを開設し、地域の交流の場、出会いの場を作ります。	ぼらんたす

② 介護者への支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①地域包括支援センター職員研修【再掲】 ②移動法律相談 ③「さくらんぼカフェ」の出張交流会等による取組の支援及び充実強化 ④介護事業所を拠点とした地域支援体制の強化及び取組の支援及び県内への普及	①地域包括支援センターの職員の資質向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込んだ、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施します。（実施主体：山形県社会福祉協議会） ②法律的専門性が高く、市町村や地域包括支援センターで直接相談を受けることが困難な相談を受けるため、無料の移動法律相談を継続実施します。（実施主体：山形県社会福祉協議会） ③広報誌の作成、参加型イベント、情報交換会、出張交流会等の重層的な取組を実施します。 ④認知症グループホームを始めとする介護事業所が、その経験や知識・人材等を生かし、各地域において認知症高齢者の見守りや認知症ケアの拠点として機能するための取組を県内に普及します。	健康長寿推進課

③ 介護支援専門員等に対する研修の実施（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
地域包括支援センター職員研修	地域包括支援センターの職員の資質向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込んだ、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施します。（実施主体：山形県社会福祉協議会）	健康長寿推進課
①心の健康づくり推進事業 ②正しい知識の普及啓発	①関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施します。 ②精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進します。	各保健所

④ 民生委員・児童委員等に対する研修の実施（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
民生委員・児童委員全員対象研修	民生委員・児童委員全員を対象に自殺対策に関する資料を配布し研修を行います。	地域福祉推進課
民生委員・児童委員活動への支援（※）	県民生委員・児童委員協議会事務局として相談援助活動等を行う上で必要な知識・技能の習得を図るための研修を実施します。	山形県社会福祉協議会

(6) 自殺未遂者への支援

① 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
心の健康相談【再掲】	関係機関・家族等からの相談対応や、ケース検討会等の開催への支援を行います。	精神保健福祉センター
①地域自殺対策推進会議【再掲】 ②精神保健福祉相談事業【再掲】 ③自殺未遂者相談支援事業	①関係機関と自殺対策について情報共有・意見交換を行い、連携と対策の強化を図ります。 ②心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。 ③警察署が自殺未遂者やその家族の同意を得た上で保健所へ情報提供し、保健所は相談支援を行い、専門の相談機関への紹介やケース検討会を実施します。	各保健所
措置入院者の退院後の生活支援に向けた関係機関との事例検討会、自殺未遂者及びその家族の支援に関わる担当者を参集した事例検討会	関係機関との連携の下、事例検討を実施して専門家（精神科医師や臨床心理士等）の助言を受け、適切な支援を進めていきます。	村山保健所
地域職域連携推進会議【再掲】	関係機関による会議を開催し、現状と課題及び対策の推進にむけた意見交換を行い、ネットワークを構築します。	最上保健所
自殺未遂者相談支援事業	職員に対し自殺未遂者相談支援事業について周知し、自殺未遂事案を取り扱った際は、自殺未遂者の同意に基づき各保健所へ情報提供します。同意がない場合はチラシを配布します。	警察本部生活安全企画課

(7) 遺された人への支援

① 遺族等に対する支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
自死遺族相談、自死遺族のつどい、自死遺族支援についての情報提供	自死遺族等に対する個別相談、自死遺族の集いの開催により遺族等の継続支援を行います。また、自死遺族支援について周知を図ります。	精神保健福祉センター
自死遺族支援「わかちあいの会」	自死遺族等が安心して相談し、悲しみや喪失感等を分かち合うことのできる場を確保します。	最上保健所
自死遺族のつどい	自死遺族同士の分かち合い及び精神科医による心の健康相談の実施により、精神的苦痛の緩和及び相談機会の提供を行います。	庄内保健所

② 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
自殺対策に係る情報の周知	消防機関において、遺族等から心の相談を受けたときに適切な相談窓口を紹介できるよう、情報を周知します。	危機管理課
自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えることがないように、職員に対し遺族等と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及、促進を図ります。	警察本部生活安全企画課

③ 遺児等への支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
児童相談所による措置等	必要に応じて、児童相談所が里親委託や児童養護施設への入所措置を行います。	福祉相談センター、庄内児童相談所
自死遺族相談、自死遺族のつどい、自死遺族支援についての情報提供【再掲】	自死遺族等に対する個別相談、自死遺族の集いの開催により遺族等の継続支援を行います。また、自死遺族支援について周知を図ります。	精神保健福祉センター
精神保健福祉相談事業【再掲】	心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。	各保健所
チーム学校生徒支援体制整備事業	学校で丁寧に面談等を行いながら心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラーや外部専門家等の協力を得ながら、心理的、福祉的な側面からケアを行っていきます。	義務教育課、高校教育課

(8) 社会全体の自殺リスクを低下させる

① ICT を活用した自殺対策の強化

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
自殺対策啓発事業【再掲】	県の広報媒体を活用し、自殺対策に係る啓発を行います。	地域福祉推進課
インターネット相談【再掲】	インターネットを活用し心の健康などの相談を受け付けます。	精神保健福祉センター
ホームページによる啓発	ホームページ上で精神保健福祉相談について掲載を継続します。	各保健所

② インターネット上の自殺関連情報対策や自殺予告事案への対応（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
ネット被害防止スクールガード事業	全公立高校を対象に掲示板、ツイッター等のネット上に不適切な記載がないか、委託業者を通じてパトロールを実施しています。	高校教育課
①自殺予告事案への緊急対処 ②サイト管理者等への自殺関連情報の削除依頼	①インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護の迅速適切な対応を行っています。 ②インターネット上で有害と認められる自殺関連情報については、サイト管理者等に削除依頼を実施しています。	警察本部生活安全企画課、生活環境課

③ ひきこもりへの支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①若者相談支援拠点設置運営事業【再掲】 ②困難を有する若者等に関する全県調査【再掲】	①若者相談支援拠点において、不登校やひきこもり、ニートなど社会参加に困難を有する若者やそのご家族等への相談支援や、居場所づくり、学び直しなどの支援の充実を図ります。山形県子ども・若者支援地域協議会を開催します。 ②民生委員・児童委員と連携して、ひきこもり等社会参加に困難を有する方について実態調査を行います。	若者活躍・男女共同参画課

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
ひきこもり相談支援事業	「ひきこもり地域支援センター」として、本人や家族に対するきめ細やかな相談支援を継続的に行うとともに、各関係機関と協力・連携を図りながら、適切な支援につなげていきます。また、「ひきこもり相談支援専門研修」を実施し、支援者のスキルアップと連携強化に取り組み、支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課、精神保健福祉センター、各保健所
精神保健福祉相談事業【再掲】	心の健康の保持増進、適切な精神科医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行います。	各保健所
ひきこもり対応地域支援力アップ事業（相談・家族教室）【再掲】	ひきこもり家族教室・家族グループ交流会を開催します。	村山保健所
①ひきこもり等の支援置賜ネットワーク会議【再掲】 ②住民向けリーフレット「ひきこもりさぼーと」の発行	①ひきこもり等の支援について、具体的事例を通して関係機関の支援技術の向上、包括的支援による問題解決に向けて各機関の連携強化を図ります。 ②ひきこもりの方をサポートする機関の相談体制や連絡先等をまとめたリーフレットを作成し、相談窓口の周知啓発を実施します。	置賜保健所
ひきこもり者等支援事業、庄内地域若者自立支援ネットワーク会議【再掲】	ひきこもり等の悩みを抱えている本人及び家族等からの相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や相談機関と連携し家族等への支援を行います。	庄内保健所

④ 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
児童相談所による調査・一時保護等	虐待を受けている要保護児童については、児童相談所による調査や要保護児童の一時保護等の援助を実施します。 対応力強化のため、児童福祉司任用後研修、市町村の調整担当者研修を実施します。	子ども家庭課、福祉相談センター、庄内児童相談所
性犯罪・性暴力被害者支援事業	性犯罪・性暴力被害者を支援する「やまがた性暴力被害者サポートセンター」において、被害者に寄り添った相談対応や医療的支援・精神的支援等を提供します。 また、犯罪被害者が置かれている状況等の理解を深めるための「犯罪被害者支援県民のつどい」、市町村犯罪被害者施策担当者を対象とする研修を実施します。	くらし安心課

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
総合法律相談に関わる事業 （※）	性暴力被害や犯罪被害に遭われた方々へ相談機関の窓口紹介や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。 また、生活困窮者で生活保護の申請等が必要な相談者への法律相談援助や精神障がい者・児童虐待に対する法律相談援助を行っています。	法テラス山形

⑤ 生活困窮者への支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
若者相談支援拠点設置運営事業【再掲】	若者相談支援拠点において、不登校やひきこもり、ニートなど社会参加に困難を有する若者やそのご家族等への相談支援や、居場所づくり、学び直しなどの支援の充実を図ります。 山形県子ども・若者支援地域協議会を開催します。	若者活躍・男女共同参画課
①生活困窮者自立相談支援事業等 ②生活福祉資金貸付事業【再掲】	①生活困窮者が抱えている多様で複合的な相談を包括的に受け止め、自立に向けて必要な支援やサービスに結びつけます。 関係機関が定期的に参集し、情報を共有する場を設け、自立相談支援機関（生活自立支援センターの相談窓口）に確実につなぎます。 また、「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」及び「子どもの学習支援事業」の広域的な実施を図ります。 ②他の貸付制度が利用できない低所得世帯等に資金の貸付を行います。（実施主体：山形県社会福祉協議会）	地域福祉推進課
①トータル・ジョブサポート【再掲】 ②地域若者サポートステーション【再掲】	①若年者、生活困窮者を支援するため、県と労働局が設置したワンストップ相談窓口です。 ②ニート・ひきこもり等の若者の職業的自立に向け、キャリアカウンセラー・臨床心理士による相談や就労体験等を行います。	雇用対策課
生活困窮者自立相談支援事業実施機関への支援（※）	生活困窮者自立支援事業の相談支援事業を実施している機関を対象に情報共有、連携の場を設定します。	山形県社会福祉協議会

⑥ ひとり親家庭に対する支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
ひとり親家庭応援センター事業	専門の相談員が生活や子育て、就業などの様々な相談にワンストップで対応するとともに、各種支援制度に関する情報の提供や他の支援機関などへの橋渡しを行います。 また、母子・父子自立支援員業務研修を実施します。	子ども家庭課

⑦ 妊産婦への支援の充実

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
①乳児家庭全戸訪問事業 【再掲】	①市町村が実施する、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行う事業に要する費用を助成します。	子ども家庭課
②養育支援訪問事業	②市町村が実施する、妊娠期や出産後間もない時期の家庭や、虐待のおそれのある家庭への相談支援等を行う事業に要する費用を助成します。	
③妊娠・出産・子育て安心生活応援事業	③市町村が実施するようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフトの贈呈及び子育て世代包括支援センターの設置・運営に対する補助、母子保健コーディネーターの研修、産後ケア推進を図る会議開催等を行い、市町村における妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を支援します。	
④母子保健推進強化事業	④市町村及び産婦人科医療機関等との連絡会議を開催し、連携強化を図るとともに、支援が必要な妊産婦に関するケース検討会及び母子保健技術研修を実施し、市町村における支援技術力向上を支援します。	

施策の柱5 関係機関の機能強化及び連携の強化

(1) 地域における関係機関の機能の強化

① 自殺対策の連携調整を担う人材の育成（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
市町村等職員対象自殺対策関連研修会	市町村等関係機関を対象に地域で連携調整を担うための研修等を実施します。	精神保健福祉センター

② 地域保健職員や産業保健職員の資質の向上（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
精神保健福祉研修会、相談機関合同研修会	地域保健等職員の資質向上のための研修を実施します。	精神保健福祉センター
①心の健康づくり推進事業 ②正しい知識の普及啓発	①関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施します。 ②精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進します。	各保健所
地域・職場における心の健康づくり研修会	市町等地域保健職員や産業保健職員等を対象に、自殺対策や自殺リスク要因への対応に関する研修を実施します。	庄内保健所

③ 社会的要因に関連する相談員の資質の向上（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
山形県多重債務者対策協議会	多重債務相談に係る市町村等担当者の研修を実施します。 「多重債務者相談ハンドブック」を定期的に点検・整理し、多重債務相談に活用します。	くらし安心課
生活保護担当者会議における研修	生活保護担当者会議等において自殺対策を周知します。	地域福祉推進課
相談機関合同研修会	各種相談窓口担当者向けの研修を実施し資質向上の支援を行います。	精神保健福祉センター
①心の健康づくり推進事業 ②正しい知識の普及啓発	①関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施します。 ②精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進します。	各保健所
研修費補助(※)	自己負担により研修を受け活動するボランティア相談員のために研修費の一部補助を行います。	山形いのちの電話

④ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上（再掲）

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
自殺対策に係る情報の周知	消防機関において、遺族等から心の相談を受けたときに適切な相談窓口を紹介できるよう、情報を周知します。	危機管理課
自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えないよう、職員に対し遺族等と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及、促進を図ります。	警察本部生活安全企画課

⑤ 民間支援団体の人材育成や相談支援事業等に対する支援

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
地域自殺対策強化事業	民間団体における相談の担い手の育成や、相談事業など、継続した自殺対策の取組への支援を行います。	地域福祉推進課
先駆的・試行的取組についての情報提供	民間団体等が取り組む事業等に必要な情報提供、技術的支援を行います。	地域福祉推進課、精神保健福祉センター
各関係団体等の会議や研修会への支援、情報提供	各関係団体等の会議への出席、研修会への派遣等により相談担い手等の資質向上を支援します。また、情報や資料の提供を行います。	精神保健福祉センター
①心の健康づくり推進事業 【再掲】 ②正しい知識の普及啓発 【再掲】	①関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施します。 ②精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進します。	各保健所
ひきこもり対応地域支援力アップ事業（研修）、精神保健福祉関係研修会	民間団体の職員の対応力が高まるよう、必要な知識や技術を伝達する研修会等を開催します。	村山保健所
研修費補助（※）【再掲】	自己負担により研修を受け活動するボランティア相談員のために研修費の一部補助を行います。	山形いのちの電話

(2) 地域における関係機関との連携の強化

① 地域における連携体制の確立

事業名	事業概要	担当課（実施主体）
市町村が実施する相談支援ネットワーク形成への支援	モデル市町村において、各相談窓口が共通様式を用い、窓口間のつなぎを確実にを行う体制を作り、包括的な支援を行う事業を支援し、多くの市町村における同様の取組を促します。	地域福祉推進課、精神保健福祉センター、保健所
①県自殺対策推進会議 ②先進事例周知	①県自殺対策推進事業、各関係団体等の会議において情報共有し連携を強化します。 ②情報共有の先進事例について周知を図ります。	地域福祉推進課 精神保健福祉センター
地域の見守りに関する協定	ライフライン事業者や新聞配達業者、郵便事業者など民間事業者と見守り協定を締結し、多様な主体の見守り活動を推進します。	地域福祉推進課
精神保健福祉研修会、相談機関合同研修会【再掲】	地域保健等職員の資質向上のための研修を実施します。	精神保健福祉センター
①地域自殺対策推進会議【再掲】 ②関係会議への参加	①関係機関と自殺対策について情報共有・意見交換を行い、連携と対策の強化を図ります。 ②市町村等が開催する自殺対策関係会議に参加し連携を強化します。	各保健所
庄内地域自殺対策意見交換会【再掲】	自殺対策関係機関・団体等と情報共有・意見交換を行い相互連携体制の構築を図るとともに、関係機関や協議会と連携し、地域や職場における心の健康づくり研修会等を行い、関係機関等との連携推進を図ります。	庄内保健所
暮らしとこころの相談会（※）【再掲】	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、県精神保健福祉センター保健師と連携し、無料の電話相談、面談相談を行っています。	山形県弁護士会

第5章 山形県における自殺対策の推進体制

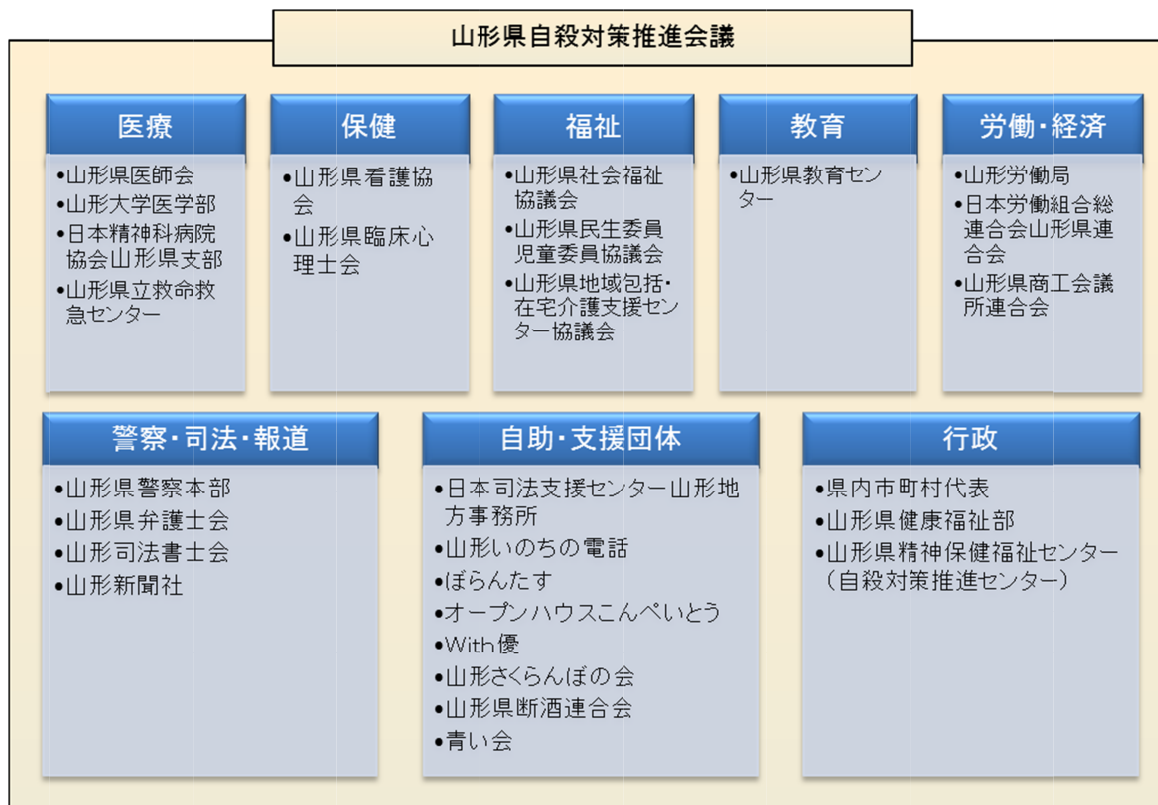
本県の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない山形県」を実現するためには、行政、関係機関、民間支援団体、企業、県民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みの構築が求められます。

また、本計画に基づく自殺対策の進捗管理を行うとともに、関係団体の連携・協働による自殺対策を協議・実施するため、「山形県自殺対策推進会議」や、県内4地域ごとの「自殺対策推進会議」を設置し、本県の自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

1 推進体制

(1) 山形県自殺対策推進会議

行政や関係機関、民間支援団体等による会議です。本計画の進捗管理を行い、自殺に関わる情報の収集や自殺対策の推進方向等を議論し、総合的な自殺対策を推進します。



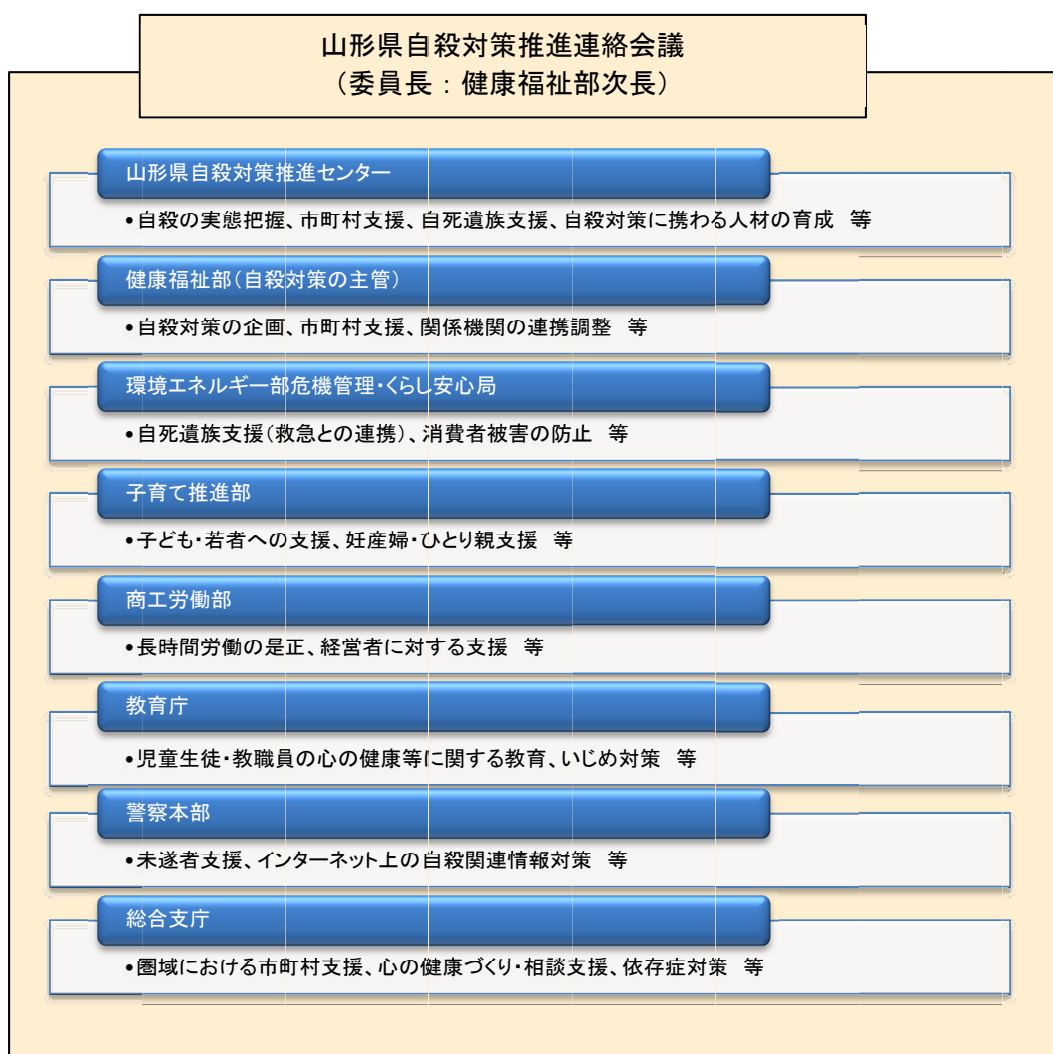
(2) 地域自殺対策推進会議

県内4地域における行政や精神科医療機関、警察、消防など関係機関、民間支援団体等による会議です。

地域の自殺の現状や課題を共有するとともに、自殺対策の推進に向けた協議を行い、地域における総合的な自殺対策を推進します。

(3) 山形県自殺対策推進連絡会議

健康福祉部次長を委員長とし、各部局関係課長で構成される会議です。全庁的、部局横断的に「生きることの包括的な支援」として本計画に基づき自殺対策を推進します。



2 推進主体の基本的な役割

(1) 県

本計画の推進のため、各分野の関係機関と連携し、多面的な視点に立って、総合的な自殺対策を推進します。また、自殺や自殺関連事象等に対する県民の理解を深めるための広域的な啓発活動や、自殺対策推進センターや保健所における心の健康相談、自殺未遂者やその家族、自死遺族等へ適切な支援を行うとともに、民間支援団体等が行う自殺対策に関する活動を支援します。

また、自殺対策推進センターでは、地域の自殺の実態を明らかにするため情報の収集、分析等を行い、市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等を支援します。また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担い、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進します。

また、保健所では、圏域の自殺の実態や市町村の状況を踏まえ、自殺対策が実効性のあるものとなるよう市町村や関係機関等と連携して地域の実情に応じた自殺対策を推進します。

(2) 市町村

地域の実情に応じた自殺対策計画を策定し、住民に最も身近な立場から中長期的な視点をもって総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。また、自殺や自殺関連事象等に対する住民の理解を深めるための啓発活動、職域・学校・地域等における心の健康の保持等に関する研修の機会を確保します。また、県や関係機関、民間支援団体、企業、住民等の関係者の連携による生きることの包括的な支援を地域レベルで積極的に展開する必要があります。

(3) 関係機関

保健、医療、福祉、教育、法律、労働等、様々な分野の関係機関は、相互の連携に向けた取組を行うとともに、それぞれの専門的な立場から、自殺対策に積極的に参画することが求められます。

(4) 学校

教職員等に対する自殺予防に資する教育や、児童、生徒等に対する心の健康の保持や困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等の教育又は啓発を家庭、地域、関係機関と連携しながら取り組む必要があります。

(5) 民間支援団体

自殺対策を進めるためには、民間支援団体の取組が重要です。直接自殺防止を目的とする活動だけでなく、その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解するとともに、他の主体と連携・協働し、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

(6) 職場・企業

職場や企業では、従業者等の心の健康の保持や生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を担うことを認識し、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺の防止など、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

(7) 県民

自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性への理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが大切であるということや、自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにするなど、主体的に自殺対策に取り組むことが求められます。

参考 1 山形県自殺対策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法第13条の規定により、「自殺対策計画（仮称）」の策定に当たり、有識者等による検討を行うため、山形県自殺対策検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項について専門的な見地から検討を行うとともに、意見の提出を行うものとする。

- (1) 本県における自殺対策の課題と対応方策
- (2) 本県の自殺対策の推進方策
- (3) その他本県の自殺対策に必要な事項

(組織)

第3条 会議の委員は、有識者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部地域福祉推進課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

山形県自殺対策検討会議委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	所属(役職等)
五十嵐英晃	鶴岡市健康課(課長)
五十嵐優一	金山町健康福祉課(課長)
石垣肇之	山形県弁護士会
伊藤和子	社会福祉法人山形いのちの電話(評議員)
江口拓也	日本精神科病院協会山形県支部(会長)
大谷浩一	山形大学医学部精神医学講座(教授)
川又真貴子	特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう(代表)
栗原穂子	特定非営利活動法人ぼらんたす(理事・事務局長)
後藤敬子	酒田市健康課(助産師)
鈴木郁子	山形県看護協会(常任理事)
鈴木義和	山形労働局労働基準部健康安全課(課長)
廣木明日実	特定非営利活動法人With優(臨床心理士)
結城真樹	山形県社会福祉協議会人材研修部(人材主査)

参考 2 山形県自殺対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本県における自殺対策に関し、行政や関係機関、団体が連携し、総合的な自殺対策を推進するため、山形県自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表に掲げる機関をもって構成する。

(協議事項)

第3条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 自殺にかかわる情報の収集に関すること
- (2) 自殺対策の推進に関すること
- (3) 行政や関係機関、団体の連携に関すること
- (4) その他自殺対策について必要な事項に関すること

(運営)

第4条 推進会議には座長を置く。

2 座長は、構成機関の互選により選出する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、山形県健康福祉部地域福祉推進課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、山形県健康福祉部地域福祉推進課が定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

別 表

分 野	機 関
保健・医療	山形県医師会
	日本精神科病院協会山形県支部
	山形県立救命救急センター
	山形県看護協会
	山形県臨床心理士会
警察	山形県警察本部
司法	山形県弁護士会
	山形県司法書士会
教育	山形県教育センター
労働・経済	山形労働局
	日本労働組合総連合会山形県連合会
	山形県商工会議所連合会
地域福祉	山形県民生委員児童委員協議会
	山形県社会福祉協議会
	山形いのちの電話
	山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会
報道	山形新聞社
学識	山形大学医学部
自助・支援団体	山形さくらんぼの会
	山形県断酒連合会
	青い会
	日本司法支援センター山形地方事務所
	ぼらんたす
	オープンハウスこんぺいとう
	W i t h 優
行政	市町村
	山形県健康福祉部
	山形県精神保健福祉センター

参考3 自殺対策の推進に係る庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 自殺対策計画の検討及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、健康福祉部次長を委員長とし、委員長に事故等があるときは地域福祉推進課長がその事務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(召集)

第4条 連絡会議は、委員長が召集し、これを主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、健康福祉部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

別表（第3条関係）

環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課長
子育て推進部子ども家庭課長
子育て推進部若者活躍・男女共同参画課長
健康福祉部次長
健康福祉部地域福祉推進課長
健康福祉部健康長寿推進課長
健康福祉部障がい福祉課長
商工労働部雇用対策課長
教育庁義務教育課長
教育庁高校教育課長
県警本部生活安全企画課長
村山保健所保健企画課長
最上保健所地域保健福祉課長
置賜保健所地域保健福祉課長
庄内保健所地域保健福祉課長
福祉相談センター所長
精神保健福祉センター所長

いのち支える山形県自殺対策計画

平成 30 年 3 月

編集・発行 山形県健康福祉部地域福祉推進課
〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
電話 023-630-2269
<http://www.pref.yamagata.jp/>
